

平成 21 年 6 月 17 日 (水曜日)

(会議第 4 日目)

応招議員

1 番	村 越 比佐夫	2 番	山 下 伊都子	3 番	宮 地 葉 子
4 番	田 辺 守	5 番	西 村 将 伸	6 番	坂 本 あ や
7 番	矢 野 昭 三				
10 番	森 治 史	11 番	門 田 仁和子	12 番	西 村 策 雄
		14 番	小 松 孝 年	15 番	下 村 勝 幸
16 番	竹 下 芙佐雄	17 番	大 西 章 一	18 番	明 神 照 男
19 番	山 本 久 夫	20 番	小 永 正 裕		

不応招議員

8 番 浜 田 純 一 9 番 畦 地 一 弘 13 番 前 田 寿 郎

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壯
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 務 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	矢 野 健 康
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	谷 口 明 男	大 方 ま ち づ くり 課 長	松 田 博 和
佐 賀 ま ち づ くり 課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 委 員 長	生 駒 進	教 育 長	松 並 勝
教 育 次 長	坂 本 勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議 事 日 程 第 4 号

平成21年6月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 21 年 6 月 17 日

9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

矢野昭三君から遅刻の、畦地一弘君、浜田純一君から欠席の届け出が提出されておりますので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。（議場より「前田さん」との発言あり）

届け出がないがです。（議場より「ああ、そうですか」との発言あり）

分かりませんので。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

会議も大変長くなっておりますけども、皆さんには大変お忙しいところご出席をありがとうございます。

あと 2 日を残すのみとなりましたけども、執行部と致しましては一生懸命努めてまいりたいと思います。

今日もよろしく願いを致します。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

一般質問を行います。

初めに、明神照男君。

18 番（明神照男君）

おはようございます。

議長に発言のお許しをいただきましたもので、一般質問を始めます。

先日、高知新聞にその 83 パーセントの人が政治に不満を持っている。それと官僚及び政治家には、78 パーセントの人が信頼していないというような数字の記事が出ておりました。そうやおと思います。私自身が残念というか悲しいことですけど、代議士や高級の官僚を信用してないわけですから。私たちが住民の人に信頼されんのも残念なことですけど、そうかなとも思ったわけです。

私たちがこの多くの人に信頼されない一番の原因というのが、税金の無駄遣いが多いからという理由付けが出ておりました。いろいろな政策には私たちも含め、まあ国のレベルの人は国民のため、それから私たちは住民のためと言います。が、為政者はそのつもりでも、本当に国民、住民の心配事、憂いをくみ取った中身になっているのかというような文言、言葉がありました。国民は、住民は、とうからもう見透かしてしまうちょうというのじゃなかろうかという記事を読んだわけです。

本当に私たちは、この町の中でいえば住民の皆さんのためのことしよるろうかと、本当のところ。それと住民のためと言いながら、本当は自分のためのことをやりようがやないろうかと、悲しいことですけど、まあそんなことを新聞を読みもって思うたことです。

3 点について町長に質問致します。

まあ1番は、いつもの代わり映えのない質問でございますが、この地場産業問題について。

私は、やっぱり県なり国に言わないかんときが来ちょうように思います。他の産業のことは分かりません、漁業については。そういう中で、まあこういう質問をさせていただくわけですが、私たち一次産業、まあ農業漁業、これはあの私が申すまでもなく、食糧を生産することが目的の仕事やと私は思うております。が、現在私たちが、まあ百姓さんもそうじゃないかと思うのですが、生産してもらっているのは食糧ではなくて、私は嗜好（しこう）品やと。言葉は悪いけど、ぜいたく品やと。そういうことで、うもうなけりやいかんとか、おいしゅうなけりやいかんとか、新鮮やなけりやいかんということ言われます。それに対して、私たちはそうやねえと、それからこれは国にしても、それから私たちの組織というか上部団体にしても言ってきました。私自身もあるときまではそうやと思いました。まあ早い話がこれ自分ら漁師も釣るばあじやいかん。釣ったものに値打ちを付けて消費者に食べてもらわないかんいう思い、考え方で取り組んできたつもりです。

が、残念なことには私たちの一次産品は、今の流通機構の中ではそのために掛けたコストが売値に上乗せできるかといいますと、一時的にはできます。周りの人がやらんとき、周りの人が釣ってこんときには、珍しい、新鮮ないうことで値段が付きます。が、1人の人がいいことやったら、皆がそれやります。そうすると結果として供給過剰になって、それで言葉は悪いですけど、値段も元のもくあみ。それを自分はずうっと繰り返してきたと今思います。その結果がどんどんどん漁業者の力を落としてきた。

確かに、戦後の日本経済の成長の中で、今も声だかに言っている方もおいですが、日本は輸出をせないかんと、輸出産業や。二次、三次の製品をどんどんどん輸出して、それで獲得したお金、働いたお金で、まあ食糧も買うたらえいというような現実の問題もありました。確かに私たちもそういうことで、戦後の昭和30年40年50年と、だんだんだんだん生活の基準も上がってきて恩恵は受けておりますから、そのことを今ここで悪かったという思いはしてないのですが、ただ残念なことには、先ほども聞いていただいたように、漁業はどんどんどん力を落としてる。一時は100万人就労者が、漁師がおった。今はもう20万、女の人も入れて20万ちゅうところですよ。そういうことで私は言わしてもらわうがです。日本でね、漁業らのうなってもかまんいうて、これは。ただ国が1億2,000万、3,000万に近い人の食料、その中の動物性タンパク源、それを確保できるがやったらかまんでいうて、自分は言わしてもらいます。そういう考え方をしておりますから。

町長に、ここへも書かしてもらおうことですけど、それでは国の食料確保の問題、まあ今、食料自給率40パーセント、あの40パーセントは前も聞いてもらうたことと思いますけど、あれ、自衛隊が10パーセント、それから国の偉い人が10パーセント、ほんで私たち一般の庶民の皆さんには20パーセントしか実際ない言われる。まあ、あの北朝鮮の、今また核のがで北朝鮮の情報がテレビでよく見える。そしたら、あの軍隊の人とか、一部の人はほんまに元気な、そんなにやせた人も目に付かん。ああやっぱり10パーセントいうその日本が、一応10パーセントは自衛隊へ割り当てちようと、後の10パーセントはまあ国の中枢においでる方とか、そういう人のもんやいうこと、そうかなあというように思うわけです。

まあそういうことで自分は、まあこれも前も聞いてもうろうたように、あていらねかまんぜいうて、自分ら漁師とお百姓さんはね、かまんぜいうて。田舎は生きるための食料はなんとかなるき。けど皆さん、これ東京の話です。東京の近へ行たら、おいしい食べ物がいっぱいある。そん中で生活されておいでる皆さんに、自分が言うようなことを言うても理解してもらえんことは分かります。分かるけれど、食料の生産の現場はこういう実態ですという話も聞いてもらいます。そういう中で今自分思うこと、まあこれもまた自分らにとって残念なことですが、なんぼ自分らが漁師としてどうこう言うても、今までは国は聞きませんでした。ただ最近では現実に、まあ漁業の問題で見たら、資源の減少が所々で目に見えてきだした。それと、もう国際的に規制が出てきだしたから、まあ自分の感触では、いくらか自分らの言うことを否定するわけにはいかんってきよるいう

ようなことを感じるわけですが。

町長もいつも自分らの町は一次産業の町やと、農業漁業の町やということはおっしゃります。そういうことを、まあ自分は前提にしてと申しますか、ほんで町長に行政として、一次産業の町の行政として、一次産業の農業漁業、まあ畜産も含めて、食糧を生産する仕事为主体の町として、県なり国なりに文句じゃないですけど、まあ提言する考えはないですかということをお聞き致します。

1 回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

明神議員の、地場産業問題の国への提言を聞くというご質問にお答えを致します。

最初に、本当に反論、反発するわけでは決してありませんけども、町長はそういうことを県や国に訴える気持ちはないのかというふうに問われますと、私が今までですね、そういったことを国や県に一切訴えてないというようにどうしても聞こえてしまいますが、私のひがみでしょうか。まあ、とにかくですね、いつも本当に悲痛な思いで、国や県にもいろんな場面でももちろん訴えております。

それで、そんな中でですね、これからもほんとに困っておるんだということを訴えていかなきゃならないと思いますが、同時に、高知県あるいは我々黒潮町の一次産業の置かれた状態というものを、特異な部分を特にですね強調して、また我々のそういう部分に対する取り組みというようなものをマスコミ等にとらえていただいてですね、分かっただくということをして今でも心掛けておるつもりですし、またこれからもやっていかなきゃならないというふうに思っております。

前回の燃油高騰に対する、まあ大げさであったかもしれませんが、原油高騰対策本部というものを立ち上げて新聞にも載せていただきました。これは私としてはですね、その前に知事に下話もしたことでしたけども、とにかく高知県の農業漁業は、そのコスト、生産あるいは操業に掛かるコストの面で、油に対するものが非常に全国でも突出して大きい方やと。中でも黒潮町はそういった漁業、それから施設園芸ということで、高知県の平均よりもさらに高いんじゃないかということで、私はこのことには本当に死活問題というような思いで、原油の高騰に対する支援を町としてはできるいっぱいしたいということで、こういう考えでおりますということを知事にも申しあげまして、それでああいう形を取らしていただきました。まあ、その後のことはいろいろあるわけですけども。

そんな中でですね、その1つは非常に戦後一次産業が、私が最近よく言いますけども、当たり前にとってきたもの、当たり前で作ったものが当たり前の単価で売れてですね、価格で売れて、それで生計を営むことができるという形じゃなくなったと。まあ難しいといえますか、経済的な表現をすると、損益分岐点が高くなると。一定の収入を上げるのに非常に管理が高度になってですね、コストが非常に高くなる。ですから、それだけでもリスクも大きくなる。ハウスなんかにしてもですね、一作失敗すればもう立ち直れないというような、ダメージが大き過ぎます。そういう面がまず1つはあるんじゃないかと思います。それで、漁業にしても農業にしても、そういう面を考慮した今からの作柄といえますか、操業、漁業の方法なりということも考えていかなきゃならないというふうに思っております。

まあ、そういったことはまたお答えするとして、まずは国や県に対してですねそういう思いでおりますので、今後ともですね一生懸命訴えていきたいというふうに思ってます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

2 回目の質問を致します。

自分も町長が、まあ知事とか、それから農林大臣とこんな話したというのはここでも聞きました。問題は、まあ自分から言わせてもらえるという問題は、私がなんぼ町長にこうやねえ、ああやねえという話をしても、町長がそれをそうやねと言うてくれざったら意味がないように、町長がね知事になんぼ言うたいうてもね、農林大臣になんぼ言うたいうてもよ、そうやねえという動きがなかったら、自分ね残念なけんど、言うた意味がないがやないろうかと思うがです。

ということは、まあ、これ別に自分あれですけど、短い話で今年に入ってですけど、6 月入ってからでした。東京で、自分ら関係の漁とか協会とか漁協とか、情報センターいうところがある。そこで、カツオ関係のシンポジウムのような話があったわけです。宮崎県は来ちりました。宮崎の水産試験場。それから三重、近くですけど千葉、茨城、高知県は出席なかった。こないだ、まあ自分悪かったですけど、その委員会休まいて出た、静岡へ。そのときは高知も出てきちりました、愛媛県も。宮崎はもちろん、そのカツオに関係した県というか。

自分、まあ町長に先にも聞いてもろうたようにね、その提言いうことは、そういうまあ考え方の中で、これまあ自分の考えが町長の考えやないもんで、自分の考えちょうことを町長が受け止めてくれんとかやき、そうあれがないきとかいう意味じゃないがです。これはもう個々の、個人個人の考え方があるもんで、そのことで町長をどうこうという思いは自分は持ってないがですが、ただ現実には、ほんで先にも自分聞いてもろうたようにね、自分自身はよ、漁師さしてもらいようがですきに、自分が自分の口でこういうこというがもまたおかしいかも分かりませんけど。なんちゃあ、あていらかまんがぜよというがが自分の考えです。食べるばあやったらね、自分何とかなると思うがです。その食料という基準でね。そういう思いが自分の考え方の基にあるもんで、まあそうやねいう話にならん部分が多いことは分かるがです。

ただそういう中で、現実には、先に自分も断ちよきます。まあ自分の考えは町長の考えやないきね、自分ね、今、県で産業振興計画、尾崎知事のあれで出てきた。自分の考えはねえ、これにも、この一般質問のあれにも書かしてもろうちょうことですけど。もう資源としての魚がおらんなってきた、少のうなってきた。それで自分はもう去年、おとどし佐賀のときからも、沿岸の人も、もうカツオは当てにならんぜよと。その魚を増やさないかん。これやったら、外国がひとつは取りに来ることもありません。それから自分らが、漁師が、上手にその資源を生かしたら、まあ今まで何百年いうか、日本の狩猟産業としての漁業が始まってきてから、ずうっと魚は取れてきたがです。戦後のおかしい考え方が出てくるまではね。そのことで、おかしい考え方ですいうても、これもまあ考え方いうても、日本の国の法律そのものに問題があるきに、やむを得ん部分もあるがですけど。取らんといかんがが、今の自分らの漁業法。値段が安うなりやあ安うなるばあ取ってこないかん。取ってくりやあ取ってくるばあ値段下がる。魚はどんどんどんどんおらんなる。それをずうっと繰り返しよう。ほんでこれじゃいかんがやないかよということを、自分は実際に油も上がってきてから、こんなことじやいかんきいうのでずうっと言ってきました。

ほんで漁礁の問題にしてもよね、油がこんなに高うなったら、もう一日走り回る商売はいかん。やっぱりその魚を釣らないかん。その魚やったら行くだけで、それからもんてくるだけで、後はほとんど油要らん。そのために、自分は漁礁を設置せないかんがやないかよということを、まあこれはもう町長も含めて、関係者はもう耳にたこができちよう思う。けんど現実には、県がよ、これもこの前も言わせてもろうたことやけんどもよね、今やちようがを調査して、その結果によって取り組む言う。ほんで自分、言うた。振興課長、県のねえ。

おまんそんなこと言いようけど、2 年も待ちよったら漁師は干上がるきもう世話ないわいうて、自分言う

た。問題がそこまで来ちよるがです。ほんで自分は今度の産業振興計画の中らでも、まあ、うちの町はカツオ、カツオ、カツオいう。自分は確かにそりゃねえ、釣ったカツオを値段付けて売らないかん。付加価値付けて売らないかんいうことも否定するがやないがです。けんどそのカツオがよ、来んなってきちょうがやきね、もう。これはもう、いつもおんなしことばっか言うきに、もうそれ以上のことは言いませんけんど。そういうようなことを自分はよ、町長にねえ。

ほんで、先にもちょっと聞いていただいたように、自分ら漁業のね、根本が漁業法や。そしたら日本の漁業法はね、狩猟産業の最たる形を現したもんでね、捕ったもん勝ちやき、オリンピック方式やき。それじゃいかんいうことをよ、自分はまあ別に自分ばっかやないけんど、国にも言います。けんど、国は聞かん。ほんで自分は町から県へ、尾崎知事とも去年東京でちょっと話さしてもらったときにもそのことも言うたら、そうやねいう話はあった。あったけんど、そしたらそれを具体的にと、高知県がと、ない。

それから別に自分漁連の悪口言うがやないけんど、全漁連なんかも、そういうオリンピック方式の今の漁業法やないといかんいうことのがです。これには、まあもうそんなこと言いよったら果てがないき言いませんけど、いろいろ利害があるもんで言わざるをえん部分もあると思う。けんど、それじゃいかんと自分は思う。そういうことをよ、自分は、町長、県へ国へいうことのがです。まあ自分の言いようことが正しいかどうか、これはいろいろな考え方があるもんで分かりません。

ただ現状やったら、まあこれにも書かしてもらうちよると思いますけど、来年もまた船減ります。漁船漁業は減ります。高知でも減ると自分は思うちよう。黒潮町でも、まあ話としたら、1隻、2隻、もうそういう話が風聞として耳にしちよります。ほんで自分はね言うがです、漁師助けてくれいうがやない。動物性のタンパク源をどうするがぜよと。鳥のインフルエンザ、鳥の問題から始まって牛の狂牛病、ほいたらこないだは豚がメキシコで問題が出てきました。別に自分漁師しようきいうがやないけんど、自分はね、どこまでいつまで、牛、豚、鳥、陸上の動物によるタンパク源、安全で満足にいうこと期待できるやろうかいう不安を持ちちよります、自分は。そのために、漁師のためやない、魚残すがは。食糧として自分は残さないかん。

ほんで、この前もこれも3月に聞いてもらうたかどうか分かりませんけんど、今、どことどこでも魚は漁師のもんやない言う。ほんである人が、明神さんね、魚はね、もう漁師のもんやない、これ国民のもんぜよ言うき。ほんで自分言うた、先生、教授、そうやないいうて、民族のもんぜいうて。いずれ自分は魚はね、公海の魚は国で配分されるようなと思ちよります。自分は。

そういうことで、自分、町長にお願いしたのはよね、漁業を残すとかいうことやなしに、食糧産業としての考え方、食糧としての資源、それで、今の日本の国のあの形ではかまんかよと。今の日本の取り方ではかまんかよというような視点の問題を、県なり国なりに自分は言うてもらいたいということで、これ書かしてもらうちよります。

2回目終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再質問にお答えを致します。

過日、ずっと連載を高知新聞にされておられました、漁の詩（すなどりのうた）ですか、あれを本当に興味深く、また切実な思いも持って読まさせていただきました。明神議員がいつもおっしゃってることが、まさにそこに盛り込まれておったというふうに理解をしております。

まあ、今のご質問ですが、食糧問題として海のタンパク源をどうとらえてるのか、また、一漁師の問題では

ないと。国の食糧の問題であるということを訴えていきなさいということですが、まあ見方がですね、だんだん、この間の新聞のああいった主張もあってですね、ずいぶん最近は変わってきてるんじゃないかと思えますし、私もまったくその点にかんしてはそうのように思いますので、そういった思いで訴えていきたいというふうに思ってます。

また日本は、私はもう漁業についてはですね、そう偉そうなことを言えるほど知識はないわけですけども、まあ、いろいろな政治的な問題とか、世界中の問題があるわけですが、本来日本は、非常にその近海漁業といえますか、いい漁場、魚っていうのは大体、一定の深さの棚の所におるというようなことを聞きます。そういった意味で、非常に日本は四方を海に囲まれて、素晴らしい漁場を広く持っておるということで栄えてきたわけですけども、その後、公海以外の部分で200カイリの問題とか、いろいろソ連や外国と、まあ競合するというような状況にもなってきました。

まあ、そんな変遷がずっとあったわけですけども、先ほども言いましたように、非常に農業にしても漁業にしてもその高度な手法、お金を掛けた、コストを掛けたやり方じゃないと通用せんような時代になってしまいました。好むと好まざるにかかわらず。そこらへんがひとつ、今、曲がり角に来てるんだというふうに、それにも増して、資源が枯渇傾向にあるということで大変な問題であろうと思います。

そんな中で、やはり私たちは一生懸命、一国民としても、まあ地方自治体をお預かりする者としても、そういった産業の面、食糧の面から、あらゆる面から、日本の漁業が健全に行われることを訴えて、願っていかねばならないと思いますが、あまりにも制度というか、国の仕組みとかそういった部分が、今議員が訴えられておるようなことにですね、自給率の問題等に、真剣に考えてないんじゃないかというような感じがします。

まあ、その1つを申し上げますと、例えば食糧のですね廃棄量、まあいろいろな部分で余って捨てられるわけですけども、日本で1年間に2,000万トン捨てられるそうです。そのうち、コンビニだとか、レストランだとか、外食産業系統で500万トン廃棄されてるそうです。ところが、ODAははじめですね、世界中の食糧支援の量が850万トンということですから、まあコンビニ等で捨てられる分だけでもですね、それに近いようなものが捨てられてるわけですね。

そういったことが目の前にあってですね、そこで世界の食糧の枯渇を嘆かないかんというのは、まったくこう仕組み、政治がですね、そこらへんおかしいんじゃないかなというふうに、私も、そういう行政をお預かりしてる者の1人ですけども、まあそういったことも同時に訴えていきたいなというふうに思ってます。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

先ほど、いみじくも町長がおっしゃるように、ほんとにね、自分ら無駄なコストを掛けて生産をしよるがです、これは。それはねえ、自分らの漁業だけなやない、先ほどの食糧の問題にしても、もう日本人の自分ね、ものの考え方がよ、無駄という言葉がないなってきちょうと思うがです。まあ、そんなことはまたあれになりますけど。

一つ、先ほどもちょっと聞いていただいた、うちが34年に、この船太うさしてもろうてね、そのときの船が1,400万でした。年間の水揚げも1千7、8百万、1年間の。が、問題はね、日本の漁業の問題そこにあるがです。そのときの船がね、一番利益率が高いがです、利益率が。それから、ご存知のように、まあ経済成長いうか、日本の復興もあって船もどんどんどんどん大ききさしてもろうた。水揚げもどんどんどんどん上がってきた。今、5億、6億釣って働きにならんってきちゅう。そこにね、一次産業の漁業の問題。それと、これはま

あ余談になります、余談じゃない余談いうようなこと言うたらいかんけんど。二次、三次の産業、輸出産業もね、自分その形になってきちょうと思う。ほんで、ほかの、まあ問題はあるにしてもよ、もう現実には、日本が今までのようにどんどん輸出をやって、確かに見た目の売り上げはどんどん上がってきょう。けんど第一、もう油の問題から始まって、コストがどんどん高くなってきた。ほんで自分は元へ戻らないかんいう考え方をしちよるがです。

そういうことで、まあこればかりにあれしよってもいきませんきに、一つ町長に提案いいですか、百姓さん、まあ自分が農業のこと言うことはありませんけんど、戦前とかね、農地も何か、戦後もあるときまでは、1千4、5百ヘクタールばああったという言いましたかね。それが現在は463万ヘクタールか。これ、基のヘクタールがどうか分かりません。その農業就労者が、1千4、5百万の就業者が、今260万ぐらいか専業が、というような問題。先にも聞いてもうろうたように、農業にしても漁業にしても、日本そのものが食糧生産はのうてもかまんいう政策の中でやってきたがやきに、自分、百姓さんがどんどん少のうなっていくたがも、漁師が少のうなっていくたがも、当然やと思う。けんど、これじゃいかんと自分思うがです。

そこでまあ町長に、町長はまあ黒潮町は一次産業、農業漁業の町やということをよくおっしゃりますが、自分ね、まあ農業漁業、畜産業も含めてですけんどね、一次産業の食糧生産の町宣言というようなもん出したら、これニュースになってよ、ニュースになったら自分らも頑張らないかんなるきよ、そういうお考えはありますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

1番目の最後の質問にお答えを致します。

私もですね、今のご質問ですが、かねてから無農薬とか何とかいうふうなことをいろいろ言って取り組んでおるわけですが、日本中で。1つの集落をですね、あるいは高知県を、全く無農薬の野菜生産の県、あるいは村、あるいは集落というふうに大きな看板を上げてですね、やれば、今のまま進むよりも、その単位の中での農産物の特異性価格っていうのは何か夢が持てるんじゃないかと、そんな思いすらしてこんな話もしたこともありますが、まあいずれにしても、真に国民の食糧を生産するということの重大さというものをこれからかみしめてですね、行政に携わっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

今、町長もおっしゃるように、けんど町長ね、なんぼ思いよったちいかんがよ、形にせんとね。ほんで自分は高知県、高知県自身も、いうたら食糧生産、一次産業が主体の町ですきね。またこれもあれやけんど、企業誘致とかね何とかいうて、二次、三次いいましてね、そんなことで高知県勝てる道理がない。高知が、東京に、大阪に、名古屋に、先進県に勝てるいうたらね、自分は食糧産業やったら勝てる。一次産業、皆がよく言う自然の資源を生かした競争やったらね、自分は勝てると思うちょう。その競争をせんずつによ、勝てる見込みのないね、二次、三次の競争したら、前も自分言うたことあります。ほかの骨頂やいうて、勝てる見込みのないけんかするがは。まあもうそういうことで、町長もそういうお考えがあるがでしたら、自分お願いというか提案、まあこれは自分の提案ですけんど、いろいろな町の宣言あります。そういうことで、黒潮町は食糧生産の町というような宣言を出してもらうように頑張ってください。

2 点目、情報産業についてでございます。これ、昨日、おとつと同僚議員からも出ておりました。

そういう中で、その、昨日、おとつと同僚議員のあれにも出ちよりましきに、もう自分、町名も出しますけど、大月町へこのことで勉強に自分ら行ったがです。そうすると、うちの町からも、その大月町のシステムについてはいろいろ勉強さしてもろうたいような説明をもうろうて、自分ら全然そういうあれはなかったもんで恥かいたというたらおかしいけど、まあそんなようなことでした。まあ、これは昨日も同僚議員の質問にもあったことですが、そこらあたりをもう 1 回、その経過というか、うちの町の。

それからもう 1 点は、四万十町へも行きました。ほいたらそこで、まあこれも自分 9 月の議会のとき町長に、隣接の町村との共同事業はどうやるかという提案いうか、そしたら町長は話したけど、うん言わらったというようなことやったということでしたけど、その前に、その四万十がうちの町へどういような内容の話で持ってきたのか分かりませんけど、相談したけど断られたというようなこと聞いたわけです。

その 2 点。まあ向こうが言うがやき、向こうもないことは言わんと思うがですけど、もしそういう事実があったとしたらそれについて説明をお願い致します。

議長（小永正裕君）

明神議員、全部。今の質問でよろしいですか。

2 問目の質問、今の質問だけでよろしいですか。

18 番（明神照男君）

ええ。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

明神議員の情報基盤整備事業についてのご質問にお答えを致します。

まず 1 点、大月町の関係ですね、J-ALERT（ジェイアラート）のことが昨日もご質問にありましたけども、今日、どこかの議会の新聞記事の中にですねありましたように、J-ALERT（ジェイアラート）と、いわゆるケーブルテレビをネットワークを張り巡らしての情報基盤の整備ということはまったく別ものでございますので、大月の J-ALERT（ジェイアラート）よりもですね、黒潮町の場合は 700 万円ということで安く仕上がっていると、これはご理解いただきましたと思います。

それから、四万十町との関係ですが、私が答弁でお答えした内容はですね、まあ事実ですので間違ったことは言っていないと思いますが、四万十町がいち早くこの情報基盤の整備を進めると。これはご存知のように合併した十和村がですね、かねてからやっておったということがきっかけであろうかと思いますが、そういう状況でした。

それで、農水省の事業、あるいは総務省の事業というふうにもいろいろありまして、一長一短があるわけですが、そういった中で四万十町の方がですね、黒潮町ももしやるんだったら、こういう部分を連携してやらないかというような話が当初あったように課長等から伺いました。それでも、その時点で検討はしましたが、でも、そっくりそのまま一緒にやるというような状況ではタイミング的にもないというようなことで、まあ結果はですね別々にやるようになっておりますけども。なお今後もですね、隣接市町村とは共有できる部分ですね、経費等のことも考えて大いに共有していったらいいというふうにも常々思っております。

あと、課長の方からですね、経過等について少し説明をします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、私の方からですね、J-ALERT（ジェイアラート）の件につきまして少し答弁をさせていただきたいと思います。

この、まあ J-ALERT（ジェイアラート）の件につきましては、先日も少しまあ森議員のときにお答えさせていただきましたけれども。昨年の12月の議会にですね提案させていただいて、まあ行政としましてはですね、まあ皆さんに十分審議していただいたということで、予算も認めていただいたというふうに、まあ認識もしておるところでございますけれども。この J-ALERT（ジェイアラート）のですね、まあ更新の理由といいますか、これにつきましてはですね、今町長からもありましたけれども、J-ALERT（ジェイアラート）というのは、まったく防災行政無線とは違ったものであるというふうな認識もさせていただきたいと思いますけれども。

現在ですね、この J-ALERT（ジェイアラート）というのは、国がですね、まあ国民保護のためにですね、あのゲリラとか航空攻撃、それからミサイル、テロ、それからまた地震とか、いわゆる豪雨とか、まあそういった気象災害の場合にですね、国が緊急に衛星を使って各市町村にですねお知らせするシステムでございます。そういった中でですね、現在、大方庁舎と佐賀庁舎にそれぞれこれまでも設置しておりました。主に地震津波、職員の参集装置という形でですね利用をしておりましたけれども、この参集システムがですね、まあ気象庁のいわゆるシステム改修がございまして、それが20年の年度末、いわゆる21年の3月31日をもってですね、現在利用しておるシステムの運用を終了するということになりまして、新たにですねこの町としまして、J-ALERT（ジェイアラート）というのを導入するというところで計画をして、現在、既に4月1日から共用しておるという状況でございます。

そういったことでございますので、若干まあ議員がおっしゃるように、恥かいたというたら失礼かもしれませんがけれども、まあ我々としては十分そこらへんはですね、説明もさせていただいたというふうに認識もしておりましたので、ちょっとまあそこらへんが行き届いていなかったという部分につきましてはですね、申し訳ない思いもしておりますけれども、まあそういった状況でございますのでよろしくお願いします。

なおですね、この現在のシステムはですね、先ほど言いました地震とか災害、豪雨、それから、まあゲリラ、そういったものに対応するというふうになっておりまして、地震につきましてはですね震度3以上があった場合にですね、これは佐賀地区だけですけれども、佐賀の防災行政無線に接続しておりますので、震度3以上になった場合にはですね、佐賀地区の方には皆さんに防災行政無線で、ただ今震度3の地震がありましたというようなお知らせをするようにしております。ただし、今のところ防災行政無線は旧大方町の方にはございませんので、そういった防災行政無線の周知はできませんけれども。そのほかに各職員ですね、役場の職員にも震度3以上のあった場合にはすべて電話、また、携帯電話等で周知ができるということで、職員のですね参集装置として導入したものでございますので、そこらへんまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君

18番（明神照男君）

2度目の質問をさせていただきます。

自分も昨日ね、同僚議員の質問のときに、植田課長の答弁聞いて自分も恥ずかしいに思いました。ありや、12月にそんなことあったやおかうて。というのは自分らはね、大月でも、それから三原でもね、それから清水もでしたけども、いろいろな資料を頂いたがです。ほんで、えっ、ここらこんな資料で説明したがかと。ほいたら、まあ自分にはうちの町でそんな資料を頂いた記憶がなかったもんでね、ほんで全部忘れちよったわ

けです。はい、それは分かりました。

それで、これもまた自分恥ずかしい質問になりますけど、今課長、佐賀地区は震度3以上のときには警報が鳴れるようなシステムになっておるといってお話でしたけど、佐賀地区の人で、恥ずかしいけど自分知らなかったけど、どればあ知っちゃうろうか。佐賀地区の人で、そういうシステムになっちゃういうことを、いうことが1点と。

それと、まあ自分がほら、このケーブルテレビの問題について、そりゃいかんいう言わしてもらいよるのは、自分はそのシステムそのもの、それは悪いことないと思うと。ただ問題として、そういうお金を掛けて設備をして、それから後の維持の管理の問題、それからその住民の皆さんの負担、それはどうなるかと。恐らく自分はね、問題出てくると自分は思うちよるから。これじゃあ今の形のがでは問題あると自分は思うから、反対言いようがです。

そこでおとつ、昨日、まあ町長も、20年度大体1億7,000万ぐらいの黒字になると、それから、その平均が16.何パーセントがうちは13.とかいうような説明もありました。そこでね自分お聞きしたいのは、確かに、まあいうたらバランスシート、損益でいうたら黒字やいうことやき、それは結構なことやと思うがです。問題は貸借対照表がどんなになっちゃうか、それで見たときに。まあ民間やったらご存知のように、黒字の倒産いうこともあります。損益では利益が出ちようけど倒産する例が、ここへ来てまた自分増えてきちようと思うがです。そういう例もあるもんで。確かにうちの町は、この県下で比べたら、その財政の状況はいいとは思いますがです。けどこれはね、ただ数字がええいうだけでよ、実質がええいうがやないと自分思う。100億も借金があつてよ。

そりゃ従来は、もう日本戦後の、戦前のことは自分知りません。戦後の形の中で、まあ、これもよう言わしてもらうように、町長の仕事いうたら県から国をだまして銭取ってきて、どんどん使うたらえいいうがが自分ね、うちいうことやなしに、日本の地方自治体のね、それが形やったと思う。それでずうっとやってきたことやきね。

ほんで1回目の質問にも言うたように、今更そのことをどうのこうのいう思いはない。ただ問題は、果たしてこれでかまんろうかという心配が、子はともかく孫のときにかまんろうかと言ひよつたら、2、3日前に辞めた総務大臣の鳩山さん。1年でわしの言うたことが歴史が証明するとかいう言葉あるけど、わしの言うことが正しいかどうかは1年で分るとかいうような発言もありましたけど、今自分お聞きした、その財政の問題、そのことをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

財政の問題ですが、お答えを致します。

確かにですね20年度の決算見込みということでは、1億7千幾らかの黒字になる見込みということで報告を致しましたが、議員おっしゃるようになりますね、それをもって財政が健全であるというふうには一切思っておりません。これはたまたまですね、そういう結果として数字上そういうことになるということです。今現在、貸借対照表等に出すことはできませんけども、そういう意味でですね、まあいろんな角度で考えますと大変財政的に厳しい状況であると。また、大きな事業も控えておりますので、より一層引き締めて事に当たらなければならないということは心から思っております。

そして、まあ財政のことはそういうこととございますけども、何と言いますか、どうしても投資的なことは一定バランスの上でやらなければ、何も手をこまねいておることというのはできませんので、一定事業もやっ

ていきますけども、やはり基本的には箱物ですね、後で、まあ今度の情報基盤、箱物と言われりゃあそうかもわかりませんが。情報基盤については箱物的な要素もありますけども、これは今から先の住民がですね、大変人口が減っていろいろお年寄りも増えるという中でですね、いろいろ活用が考えられるわけですし、それを金銭的な考え方ですれば十分ペイできるというふうに思っておりますし、昨日、在宅介護のいろいろお集まりの方にですね集まっていたいて、まあいろいろその気持ちの上でですね解きほぐすようなことができないかと、まあやってみたけどもなかなか人が集まらなかったという話もありました。ああいうふうなこともですね、本当に介護も車椅子にさせたり起こしたりするときに上手い方法があつてですね、一生懸命力入れてやらなくても簡単にこう起こせるとか、そういうこともあるようですが、そういったことなどをですね、そのケーブルテレビを通じて在宅におりながらですね、町の方から優しく教えて、またお知らせすると。それから、そういう皆さんが集まる機会もそういう中から見出していくというふうに、いろいろ活用方法はあると思いますので、まあ箱物というふうにはとらえていないということです。

それから、話が長くなりますけど先ほどの黒字うんぬんの件ですが、財政健全化法の関係でですね財務諸表を發表するといえますか、そういうふうに今年ですか、なつてきておりますので、また貸借対照表に基づいた議論もできるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

答弁がありますのでうちちょっと待ってください。

本庁総務課長（植田 壯君）

明神議員さんのですね、佐賀地区の震度3以上のときの周知、住民が知っちゃうかということですがけれども。

これは、佐賀が防災行政無線造ったときからですね、そういう形で運用しておりますので、まあそのへんは十分周知できちゃうがやないかというふうに思っておりますけども。なお、そういうことが徹底してないということになればですね、今後また新しい、この J-ALERT（ジェイアラート）のですねシステムについて、まあ皆さんにもお知らせしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

今の植田総務課長のご答弁、自分は知らざったきに。ほんで、ほかの皆さん知っちゃうのがやったらいいですけど。

次の、そのシステムいうか、J-ALERT（ジェイアラート）いうか、明日のこと地震起きるか分からんきね。ほいたら仮に、自分以外の人、みんな佐賀の人知っちゃうがやったらかまんけんども、知らざったらこれなんじゃおかいうようなことが出てくりやせんかな思うもんで、その点がどうかな思うがです。

それから、町長のおっしゃるようにね、自分も昔の横田さんやないけんども恥ずかしいことにといいか、25のときから船長やらしてもらって、機関長からずっと長の仕事さしてもらいようきよね、その長の立場の町長のお気持ち、お考えも自分は自分なりに理解さしてもらうちょうと思ひます。

問題は、初めにも言わしてもらつたように、ほんとに自分らは住民の皆さんのためとかよ、の思いでやりやるけんども、やらしてもらいようけんども、果たしてそういう形で受け止めてくれちよるやろかと。まあ別に、自分、ケーブルテレビどうこうじゃないんです。けんども聞くとこによると、まあこれは、ええ言う人と悪い言う人とあるから当然のことやとは思ひがですけど、こんなもん要らんいう人の声もかなりあるいうて。その後

年度の負担らの問題を考えたというこも、現実問題としてあるようです。ほんで、そのことで自分はどのようないう、これはもうそれぞれの立場、考え方によっての問題やと思うもんで。

町長のお立場として、その黒潮町のこれからのためにこういう取り組みをいうことは、自分は十分理解さしてもろうちょうと自分は思うがですけど、まあ今言う、もう基本的なところで考え方が違うとしたら、それはそれでもうどうすることもできん問題やと思いますから。

ほんで、その先ほどの、まあ財政の問題まあ分かりました。ほんで、まあ町長も後で今までの行政の会計いうかね、これも損益だけやなしに貸借対照表の形でやらんといかんってくる。それが出てきたら、そのときにいうこととございますから。

その佐賀の町民への皆さんへの、その震度3以上のあれの決定どうなっておりますか。

議長（小永正裕君）

町長

町長（下村正直君）

震度3以上にかんする取り扱いといいますか、周知の周知ですね、についてですが。

まあ一つ言わしていただきますとですね、案外、我々のやってることは周知をしたつもりでもですね、伝わってないという。私、情報基盤整備するの、このペーパーによるですね周知というのが、もう最近もう限界に達しているんじゃないか、何遍も申し上げましたけども、そういったこと。

それから、いろんな形で周知を図ったつもりでもですね、実際に町民の皆さんが知ってなかったら、これは周知を図ったことにならんわけですので、我々責任が果たせてないということです。そういうことが往々にしてですね、あります。それが、町民の行政に対する不信ということにもつながってきます。そういったことを含めてですね、ケーブルテレビでですね、いろいろ周知をしていきたいというふうに思っております。

それで震度3の件についてはですね、我々自身が取り決めをしまして、震度3以上、まあ段階があるわけですけども、それによって町の幹部がですね参集するわけですけども。そういう細かな取り決めをしておりますて、J-ALERT（ジェイアラート）もそれにまあ直結しておるわけですね。そんなことがですね、町民の場合にも防災行政無線を運用する場合にも、いろいろ基準的なことを決めて運用するわけですけども。

そういったことを必要なものをですね、再度また周知を図るように努めていきたいと思います。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

明神議員からありました防災行政無線にかんして、震度3以上でその衛星を通じて、その地震の情報が入るかという質問でございますが。

現在、防災行政無線ができて13年くらいになりますけれども、これはできた当時からそういうシステムなっておりますて、現に、私ちょっと今メモを見ておりましたら、本年の1月4日、新年明けて間もないときにですね、午前10時15分にニューギニア方面でマグニチュード7.5の地震が発生しまして、太平洋沿岸に津波警報が出されました。ほんで、これを受けまして町職員はですね、この時点からすぐに出まして、大方庁舎、佐賀、高知県も含めてですね、午後の4時頃までずっと待機して、消防団も出て観測したという経過がありますので、これはもう既に何回かこういう経過がありますので、周知されていると認識しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

自分、その周知は住民の皆さんがそういう、たまたま自分知らざったもので、それで佐賀町の地区の住民の皆さんがそういうこと知っちゃうかどうかということでお聞きしたわけで、まあこれは。

そしたら 3 問目に入ります。

これもまた同じことで、環境問題ですけど。今もと申しますかね、その環境の問題がいろいろ言われております。それで自分、一昨年か、うちのこの黒潮町に風力発電の設置はどうやろかいうことを、まあ提案さしてもろうたことでしたが、そのときにはまだいろいろ総合的な条件から無理やろという答弁でした。それから、まあ昨年の油の問題から始まって、それとともに温暖化によるいろいろな、まあ害というか。そういうことから、まあ風力も含め、ソーラー発電。別の視点での見方、取り組みが進んできたと思うがです。

そういう中で 3 月議会に、ソーラー装置に支援を検討すると答弁もろうたと思うのですが、まあ国も現実に取り組んでおりますが、町のその後の取り組みの経過。

それから 2 点目が庁舎内、庁舎内というか、まあ自分らの町の中でエコオフィス計画を庁舎から始めるとのことでしたが、現実はまだ、まだというか佐賀庁舎には、このソーラーの設備があるわけです。ほんで、その結果をお聞き致します。

それで 3 点目。再度お聞きというか、質問致します。

その、まあソーラーにしても風力にしても、そういう取り組みの考え方はないかどうかということをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

明神議員の環境問題についてのカッコ 1 についてお答えさせていただきます。

まず太陽光発電の件ですが、太陽光発電システム設置に対する支援の件ですが、3 月議会後、県内の太陽光発電に対する支援実施状況調査を致しました。5 月末現在で、太陽光発電事業で市町村補助金を交付している市町村は、県内 34 市町村のうち 1 市 1 町の 2 市町村のみとなっております。このソーラー装置ですが、まあ環境問題の取り組みとしては一定の評価はされていますが、太陽光発電設置事業が普及しにくいという点が、まああるわけです。普及しない理由として、まず持ち家一軒家で、日当たりが確保されてないと設置できないこと。また、発電量を確保するにはある程度の面積が必要となので、屋根の小さい場合や、南向きでないと効率が悪いです。現在、まあ国の補助制度がありますが、まあ設置費用が高額で設備投資を回収するのに長時間かかります。また、太陽電池パネルには寿命があり、現状家庭で使用しているものは 10 年から 20 年と設備費回収期間と、まあ同じくらいであります。

このような状況では、まだまだ建設コストが割高のために普及しにくいという面があります。本町としましても、現状からしてもまあ予算計上がなかなか難しいと考えております。今後についても状況を見ながら判断をしていきたいと考えておまして、状況により要綱の一部改正、または廃止とかですね、そういったことも考えなくてはならないと考えております。従いまして、今すぐ支援をしていくということは考えておりません。

それから、続きまして 2 点目ですが、エコオフィス計画の件ですが、答弁に入る前に名称変更について説明をさせていただきます。

地球温暖化防止に対する取り組みは、以前は、エコオフィスプランとして取り組んでいましたが、平成 21 年 3 月 1 日に内容等の見直しを行い、実行計画書として策定してからは黒潮町地球温暖化対策実行計画と名称変更し取り組みをしています。

本計画の主な取り組みとしましては、1、電気エネルギーの利用の抑制、2、節水の促進、3、用紙類の使用の削減、4、環境物品の購入促進、5、自動車の利用、管理に当たっての配慮等について、まあ具体的な行動方法を設定し、各職場に実行推進委員会を設置し、職場の取り組み状況等もチェックして取り組みをしているところです。具体的な取り組みを実行することにより、平成24年度までに20年度比90パーセント以下になるように、まあ目標設定して取り組んでいるところです。

佐賀庁舎においても、同様な取り組みをしているところです。佐賀庁舎におけるCO2の値は、20年度末で庁舎内130トンで、今後は削減の取り組みにより目標に近づけたいと思います。

続きまして、3点目についてお答え致します。

風力発電の件ですが。風力発電は化石燃料による発電のように、操業時に二酸化炭素を排出することもなく、環境に優しいエネルギーとして注目されており、地球温暖化防止に向けた京都議定書の発効もあって、全国各地で風力発電の取り組みがされています。また、県内の市町村の中でも風力発電を建設し、目に見える形での取り組みをしている市町村もありまして、幡多地域では大月町で12基設置をしています。

風力発電は温室効果ガスの排出が少ないこと、運転用燃料が不要で持続的に利用できるほか、経済面での効果はあるものの、一方では出力が変動するなどの欠点も有し、対策を要する場合もあると言われております。

長所として、主に小規模分散型電源としてのメリットと燃料を必要としないことで、まあ全体的な環境への好影響があるとのこととです。

短所としまして、主に出力電力の不安定、不確実性と設置周辺への騒音等の問題があり、特に設置場所の選定に注意を要することと、現時点では他の発電方式より建設コストが非常に高いことと、系統の拡張などによるある程度の追加費用を要するということです。

このように風力発電の導入には、風量と建設場所の選定、周辺環境への影響調査等の広範囲でかつ専門的な長期的調査が必要であります。従いまして、本町としましても周辺環境への影響等については慎重に考えていかなければならない問題でありまして、建設コスト面からも判断しまして現時点で風力発電の導入は考えておりません。

以上、お答え致します。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

課長に言ようがやないきね、怒らんとつとおせよ。

今のようなね答弁でね、今までやったらかまん、これは。けんど、もうそんなことじゃいかんときになってきちよるがで、いうたら。

1点目の、そのソーラー装置の問題ね。自分はよ、今まで言わざったけんどよ、自分ね、付けてやりようがやき。息子の家が廊下で続いちょうきね、そこにも問題あるが。今年はね、ちっと機械が傷んじようきね、使う方の電気代はずっと来ようけんどね、売りよう方の電気代がね、まだずっとここ来よらんがでよ、今日か明日かまた見に来てくれるいうことやけんど。去年のね5月分、使うた電気がね5,479円。それから、もううたお金がよ5,817円。これが19年の8月、使うたお金がね4,588円、もううたお金がね7,717円。これはね、今課長の話のように、机の上ではね分からん問題やき。別におまん責めようがやないぜよ、これは。確かに自分もこれは入れるときはよ、確かにね、元取るいうたら20年もかかきるやいうて言いよった。言よったけんどよ、そのときはまさか今みたいに温暖化の問題が何じゃらんじゃられるようなこともなかったときやったけんどね、やったけんどまあ入れらしてもろうた。

で、自分がお聞きしたいのはね、まあ佐賀庁舎の問題はよ、そりゃ自分のお金で付けちょうがやったら今まで佐賀庁舎で1カ月にどればあお金が要りよったと、支出が、電気代が。あれ付けてからよ、減っちゃうはずやきよ。どればあ減っちゃうと、自分お聞きしたかったのはそのこと。減っちゃうということは、今言う二酸化炭素の排出がもう減っちゃうことは分かちちょうがやきよ。分かったこと自分は聞きよらん。分からんこと聞きよう、これは。そういうねえ、ときになったがやきよ。

ほんで、3番目の発電の事業。なぜ自分ここへ発電事業いうて書いちょうと思う。風力、太陽光の発電、確かに先にも聞いてもろうたようにね、一時的にはお金は掛かる。お金は掛かるけどよ、その二酸化炭素の排出とか何とかいうことはこちらへもう言わんでも分かちちょうことやき置いちょくけどよね。それで、お日さんが照ってくれたらよ、ただで電気はおきるがやきね。おこす設備、設備にはお金入れないかん、これは。

自分はよ、せっかくねえ、まあこんなこと言うたらまたおかしいけどよ、神さんがよ、人間に恵んでくれようエネルギーやきよ、それを損や得や金が掛かるやどうやいうことも大事やけど、考えないかんときになってきたと思うん。ほんで自分は、これ風力いうてこのままやったら、まあ自分は人が悪いわね。これ風力発電、太陽光発電いうて書いちょうたら、そのままで答弁くれたがやろうけど、自分人が悪いきよ、ほんで発電事業いうて書いちゃうき、そういうことで、今言う2点。

それから、まあ人間いう者は身勝手なもので、自分は3月議会によね、ソーラー装置の設備設置については支援を検討するいう答弁やったき、ああこれはもうてっきり町も助成するでよという町長の答弁やと思ひよったがやけど、今の答弁じゃあそうやないけど、できんのか、検討は分かる。それから、検討したけどできんいうような答弁やったけど、そうかよいうわけにはいかんき、もう1回質問します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

先ほどの答弁で、佐賀の庁舎の答弁が抜けておりましたので。

佐賀の庁舎に太陽光発電、発電フィールドテスト事業というがで、平成14年度に設置しております。

総事業費が1,312万5,000円。それから、そのうち町の負担金が44.5パーセントで、584万5,730円です。あと、NEDO（ネド）負担金と、四国グリーン基金からの交付金で実施しております。

平成14年度から、環境への貢献状況ですけれど、平成20年度で1万1,043キロワットアワーとなっております。CO2換算で4,320キログラムのCO2となっております。

それで20年度ですが、4月から3月までの使用料が11万4,225キロワットアワーで、これが使用料です、佐賀庁舎のすべての。で、四国電力へ払ったお金が、年間238万5,447円です。これ、まあ12カ月で割りますと、月に佐賀庁舎の電気量が19万8,787円となっております。

それで太陽光発電実績ですが、4月から3月まで1万1,043キロワットアワーで、料金換算しまして年間13万7,979円です。これ、まあ12ヶ月で割りますと、月1万1,498円となっております。まあこれは、使用電気と、まあ実際削減になった比較しますと6パーセントの比率となっております。確かに費用対効果面だけでは地球温暖化の防止はできませんけれど、一応結果としてはこういう結果になっておりますのでご報告させていただきます。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

明神議員の自然エネルギーを利用した発電等についてのお答えを致します。

全国の市町村にはですね、国がやらないからとか、お金がないからとか、ほかにも大事なことをいろいろせないかんからとかいうことで、まあ表面ですね、あまり本気でこの問題に取り組んでないという状況があるかと思いますが。当黒潮町も、私にかんする限りですね、そのように言われても仕方がないというふうに思っております。が、大変ここへ来てですね、重要な問題であるとの認識もしているわけです。

先ほど、補助金の話等がありましたけども、NEDO（ネド）を通じてですね、24 万円、一般家庭ですね、24 万円。それから、高知県のある町とある市がやってるわけですけども、ある市はそれに対して12 万円の補助。それから、ある町は突出してまして80 万円補助しておると。これはもう全国的にも有名な先進市町村と言えるんじゃないかと思います。まあそういうことですので、全体としては、まあ黒潮町並みということにもなるんじゃないかと思いますが、今のところですね、そういうことは理由にならないわけですし、全国で既にものもの本によると76 の市町村、自治体がですね、家庭の電力は100 パーセント、自然あるいは再生可能エネルギーで賄っておるという状況があるようです。

それから、大方域におきまして、私はちょっとほかには知りませんが、私、親戚の年が10 ほど若いんですが、ある住宅メーカーの家を建てまして、それを機会にソーラーにしました。それはメーカーのお勧めがあったわけですし、先ほどの補助金の話もありましたが、これではやっぱり3 百何十万というような費用が掛かってるということです。今のところ、まあ良かったというふうに言っております。

それからいずれにしてもですね、風力発電等にしても十分ペイできると、まあ15 年とか20 年で元が取れるというような状況ですので、まあこれをやったばっかりにですね損をするというようなことではないですし、またお金だけの問題でもないというふうに思っておりますが。

やはりですね、我々もこれも積極的に取り組んで、またみんなが実際300 万も400 万も掛るわけですのでね、実際やれる人とやれん人ができるわけですよ。ですから、もっとですね違う形で支援できるような体制をやったり国等でつくるべきじゃないか。

その一つはですね、売電の方の電力の買い取り価格の方ですね。まあ話は大きくなりますけど、日本では、まだ自然エネルギーは全体の発電量に比べたらコンマ1 とか2 とかいう段階であらうかと思います。ヨーロッパ、EU 辺り行きましたら、オーストリアで70 パーセント自然エネルギーで賄っておる。それから、EU 全体でも17 とか20 近いパーセントやと思うんですね。ほんで特にですね風車の発電について、オランダ辺りではですね、その住民がお金出し合って風車を建てた場合には、高いお金で買ってですね電力会社が、それからメーカーが、企業がやった場合には安く買う。それから、何か2 段階3 段階のそういうインセンティブを生むような法律でですね、非常にいっぱい風車ができておるというようなことも聞きます。

ですから、まあ日本のソーラーのメーカーも、最近まあアメリカもやっとなですね、それに手を付けるというようなことになりましたもので、国内でももちろんそうですが、大量にそのパネルを作ることをやっておるようすが。これのターゲットは全部外国なんですね。日本ではやっぱりそれほど普及、にわかにはしないと踏んでおるんです。というのは、いわゆる売電価格が安すぎると。まあ他人事のように申し上げるつもりではありませんが、そういったこともあってですね、まあ今すぐ補助金を出してというふうにはよう至ってないということで、まあ議員の場合も毎回その質問が出ますもんで、我々もなかなかですね、3 カ月後にですね、すっと進んだ話ができてなくて申し訳ないとは思っておりますけど、まあ全体として前向きに考えております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

残り時間5 分となりました。

18 番 (明神照男君)

5 分あったら上等や。

まあ課長の答弁というか、町長の答弁ね。自分ね、ほんまに町長はよ、情報持ちょう思う。勉強しちょうと自分思います。けんどね、残念なことにはよ、その先にも言わしてまろうた、これ責任ある立場やきね、何するかにするというわけにもいかんことも分かるけんどよ。

確かに、このソーラーの問題らにしても、まあこれもみんなも知ちょうように新聞からテレビでね、日本がドイツよりかは良かったけんどよ、今、ドイツにも負けちょうとか。ほんで、国もちっとまた馬力かけないかんというような話も出てきよるようなもんでよね。

ほんでねえ、要は自分、ええことはもう分かちよることやと思うがです。ほんでそれをやるかやらんか、ほんでこれはうちだけやない。けど、まあ県下では財政状況が町長が胸張ってええ言うがやきよねえ、悪いところと比較してよ、そしたらこればあまだうちには余裕があると、ほいたらこれをよ、こっちゃへ使おうかというようなね、自分発想をしてもろうたらよ、よその町がやれんこともやれると思うがです。まあ今度もいうかねえ、なんだからんだら言うてみんなはよう言わんけんど、麻生さんがどんどんどんお金を補正予算で出してきて昨日おとついの答弁にもあったように、お金来たがやきねえ。

あのねえ、宮城県はねえ、その金を、まあこれも皆さんご存知と思いますけんど、マグロが減船になって、ほしたら国が補償するけんど県も補償しいよいうが、なかなかそれできんいうて。ほしたら2億円をね、その補正予算で出てきたお金2億円をそっちゃへ使うようにもう決めた。どうせ高知もそれが出てくる思うけんどよ。要は、いや別に、町長のあれがどうかこうとかいうがやないがです。ただ、今何にお金を使わないかんか、自分はね先にも聞いてもらうようによ、環境の問題。環境が良うなけりや人間も生きていけんなってきようしよ、それから人間以外の、人間が食糧にしよう動植物ね、それもどんどんどん減ってきようがやきよね。ほんで自分はくどいけんど、その環境問題、それにつながる食糧の問題いうことで聞いてもらいよ。ほいたら自分が言わんでも、もう町長は全部分かってしもうちょうがやきにね、そこへ金を自分は使こうてもらいたい、これは。そら確かに、目先で使わないかんこともあります。けんど、今自分らがお金を使わないかんことは目先にじゃない。その向こうにあるとこへ自分は使こうてもらいたいいうことでの、まあ質問ですけんど。

どうですかね。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

まあいろいろ財源があればですね、そういった方面に使えたらどうかということです。

まず整理しておきたいですけども、1 点、家庭へのソーラーパネルの設置に対する支援という点ですが、これは私はですね若干問題を感じてます。というのは、先ほども答弁の中で話しましたが、やっぱり 300 万、400 万掛るわけですね。それに幾らか補助するとしてもですね、そりゃ 300 万何ぼっていうの補助できるわけではないわけですので、どうしてもそれだけのことができる方じゃないとですねできないということで。その補助は、そりゃ全体として、町、あるいは地球全体として役に立つことでありますけども、まあ少ない町の予算の中でですね、一定の、まあそういうことができる財力のある人に支援をするという結果になってしまいますので、また別の方法を考えるべきかなというふうに思っておとこです。

ほんで、まあ地球温暖化、CO2 の排出にかんしてはですね、大ざっぱに今、まあ発電が 3 割、産業が 3 割、それから運輸が 3 割、全国の家集めて 1.3 割ぐらいというふうに言われております。ほんで、全国で 51 ある

火力発電所がその大半を排出しておるそうですが、我々やはりですね、電力会社っていうか電気発電事業は、日本の国が、まあ電力会社いろいろありますけども、年間の一時期に、たった10時間弱くらいの時間に電力の一番使うピークが来るそうですね。まあ夏の、恐らく2時とか3時くらい午後の、ウィークデーのということになるかと思いますが、それを供給するために設備をこしらえてたのが、今の日本の発電施設のすべてです。ということは、おおかたはですね使っていないわけですね。

それから、熱エネルギーを電気に変える量もまったく半分以下というような状況、半分くらいと。場合によったら半分以下っていうような状況ですので、我々やはりその発電の施設をですね、電気の発電を少なくすることに我々は努めないかんかなと。ですから、まあ家庭でのですね省電ですね、それがまず一つじゃないかということで、こんなことを考えてますということを言ったら怒られますけれども、実は課長にもですね、各家庭でその省エネ家計簿といいますか、毎月の電気代等がどれだけ節約できたかということが瞬時に分かるような仕組みがありますので、それを何とか全家庭対象にやることができんかということで、今、目下検討中です。

まあそういった意味でですね、やはり我々町民全体を通じて各家庭で取り組める、そういったまあ省エネといえますか、そういうことに取り組んでいきたいと思ってます。

18番（明神照男君）

今まで自分、その電気を作ることをいう話やったけど、本当はねえどうやったら電気を使わんでもかまんかいうこと考えないかん。まあお聞きしたらクーラーができるまではその戸も開けちよった、あこも開けちよったいうて、そういうことをね、自分ら考えないかんときになってきておると。

それから町長おっしゃる、あの300万ばあ掛かるきやれる人とやれん人。やる気のない人がそんなこと言うが、自分に言わしてもろうたら。ほいたらよ、その負担をできん、そんな300万も負担できん人がやるにはどうやったらやれるろうかと、自分現実的にできるかどうかは分かりませんけどね、例えば、例えばで、そしたら3軒をまとめてよ、1軒の家につけたがを負担してやってもらおうと。これ民間がね、ものやる時にはそういう考え方するがやきねえ。

議長（小永正裕君）

明神照男君に申し上げます。

一応もう3回終わりましたので。

18番（明神照男君）

いうことで終わります。

いうことですきに、そういうことで町長考えてください。

終わります。

議長（小永正裕君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

本日冒頭に諸般の報告の中で、欠席者、出席者の報告を致しましたが、先ほど前田寿郎君から体調不良のため欠席という届け出が確認されましたので報告しておきます。

以上で諸般の報告終わります。

この際、11時まで休憩致します。

休 憩 10時 42分

再 開 11時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、下村勝幸君。

15 番（下村勝幸君）

それでは通告書に基づきまして質問させていただきたいと思います。

今回は3点お聞きします。

1点目、まず通学路の安全確保についてということで、これはですね、ここに書いてますように、以前から、まあ夜道での暗い通学路に対する街灯設置の指摘がなされているが、町全体の通学路に対する危険個所の把握はなされているのかということで、現在町に要望の出ている通学路の街灯設置必要個所はどの程度あるのか。これは要望はなくとも町独自に考えているものも含むということで、それに対する町の見解および対策はということでお聞きしたいと思います。

これにつきましては、もう現在教育長の方でもですね、実際通学路、子どもたちが通ってくるところを見てですね、どのように感じておられるのか、それに対して、どうしていかなければいけないという思いがあるのかということも含めてですね、これは教育長側、また執行部側もその現状を踏まえてどういうふうに予算措置が必要であると考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

まず1問目終わります。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは下村議員の通学路の安全確保についてのご質問にお答えを致します。

まず教育委員会におきましては、小中学校の通学路としての指定は行っておりません。児童生徒が通学のために平常通っております経路を通学路として位置付けをしております。また大方中学校におきましては、国道56号の下田の口から早咲の間については非常に危険なために、できるだけ通らないようにとの指導を行っております。通学に使用する道路において街灯の設置が必要になるのは、いわゆる冬場の中学生の部活後の帰宅途中ではないかというふうに思います。特に大方中学校におきましては自転車通学を行っており、このような対象個所が非常に多くあります。

こうした中で、現在、教育委員会への街灯設置の要望書が出ておりますのは、1カ所ございます。また、今年度部落要望として街灯設置要望のあった個所につきましては、大方地域で11カ所ありまして、このうち通学に利用している個所が7カ所あります。佐賀地域での部落要望としての個所は出てきておりません。これにつきましては、佐賀地域ではスクールバス通学となっているためではないかというふうに考えます。

また、要望がなくても町独自で設置を考えている個所はとのことでございますけれども、先にも述べましたように、大方地域におきましては自転車通学となっております、通学に使用している道路も非常に広範囲となっております。教育委員会としまして、生徒がより安全に通学できる道路にすべきであるというふうに考えておりますけれども、そのためには、まだ要望個所以外にも街灯の設置が必要な個所があると考えております。特に中山間地域の県道や町道におきましては、暗くて危険と思われる個所がまだ多くあるというふうに認識をしております。

これらの個所につきましては、要望個所を優先しまして地域整備事業や総務課の方で実施をしております、部落が設置する際に2分の1の補助をする事業がありますけれども、これらの事業、あるいは国道、あるいは県道の場合はですね、国、県への要望を行って対応をしている状況でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

今回ですね、この質問をどうして出したかというところでですね、最近、この不審者とかですね変質者等の情報がかなりあってですね、特に、今、次長の方からお話ありましたが、例えば、こう東の方から中学校へ通ってくる子どもなんかが、今お話あったように 56 号をあえて避けてですね、こうほかの狭い道というかですね、例えば田んぼの中を通ったりとか、ビニールハウスの横を抜けたりとかですね、そういった形でこう抜ける場所が結構あります。で、そういったとこなんかで、そういう不審者であったりとか、その変質者みたいな者がですね、出かねんというような場所が結構あるような気がしてですね。

で、まあ町全体としても、今まではこう、まあ実際通学路でこう危険な場所、本当に車の対応が危ないとかですね、そういった部分が、こう結構クローズアップされてきたのかもしれないんですけど。最近是人に対するですね、まあ安全対策というかそういった部分も多く講じなければいけないかなという部分を強く感じてます。

で、これは先ほども言われたように、その中山間地域はもちろんのことですけど、やっぱ人目が届かない部分がですね結構見受けられるやっぱ気がします。で、こういった部分はですね、本当に大人がやっぱ手だてを講じてあげないと、その子どもたちだけではやっぱどうしようもない部分がありますし、特に学校側もですね、今言われたように、冬場のクラブで帰る子どもたちなんかはなるべくまとまって帰ってくださいとかですね、そういった指導もしてくださってるようですけど、なかなかそうはいっても、いろんな事情で独りで帰らないといけないとかですね、どうしても遅くなってしまったとかですね、いうところもあって、親御さんなんか結構そこを心配されてる方が多いように聞いております。ですから、そういった部分含めてですね、もう一度そこらへんを何とかですね、早い時期に、今、地域整備事業であったりとか、いろんな国や県の補助を使ってというお話ありましたが、この部分はですね本当に早い時期に、何かあってからじゃ遅いので早急な対応をお願いをしたいと思います。

それから、もう 1 つこれは提案なんですけど、自分たち大人側だけの判断ではなくてですね、できれば実際に通っているその中学生なんかですね、どういった道を通ってきて、どの部分に一番危険を感じているかというような、まあ調査ですね、アンケート調査でもかまんと思うんですけど、そういった子どもたちに直接聞いて、で、大人もそういった、自分たちのために守ろうとしているっていう姿勢をですね、もうはっきり分かるような形のものをしてあげる方が私はいいいと思うんですが、そういった取り組みも実際できないのかどうかそこらへんをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正祐君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。

町内ですね、いわゆるあの通学に使っております道路につきましては、まあ先にも言いましたけれども、中山間地域以外にもですね議員申されますように、非常に暗くてですね、不審者等に対してですね危険な場所がございます。実は私もちょっと夜間町内回って見ましたけれども、相当暗い個所がございます。

といいますのは、街灯の設置間隔にしてもですね、これで十分だというふうなその設置の間隔にするにはですね、相当数の街灯の設置も必要になります。また今回、教育委員会の方に要望の出ております個所にしても

ですね、まあ農作物の関係、ハウスとかですね、それから稲の関係などで、設置に対してはですね、地元あるいは農家の方との協議が必要な場所もございます。まあ、そのような個所も数多くありますので、今後ですね、今申しました総務課の事業、あるいは四国電力の方でもですね、無料で大方地域で3基、それから佐賀地域で2基設置をしてくれているようです。これ年間でございますけれども。そういった事業も取り入れてですね、できるだけ関係機関と協議を重ねてですね、つけていきたいというふうな考えであります。

それから、学校に対してのアンケートということでございますけれども、確かにその子どもたちの側から見ですね、危険とを感じる場所というのをですね把握する必要はあると思います。そのあたりはですね、学校とも協議をしましてアンケート等をまた考えていきたいと思います。

議長（小永正裕君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

基本的にもう前向きにその方向でやってくださるということですので、ぜひ早急にお願いしたいと思います。で、もうこれでやめようと思ったんですが、もう1点ごめんなさい、追加でお願いします。

今回はその街灯の設置の部分だけをあれしたんですけど、特に自転車通学の子どもたちですね、その通学の先ほどアンケートされるときに、ぜひですね確認してほしいのが、自転車で例えば通っていくときに、その危なく感じる所も結構あると思いますので、そういったのも含めてですね、同時にアンケート取っていただきたいと思います。

特に、自分たちがこう一番やっぱ気になるのは、例えば錦野から下りてくる所なんかでも、子どもたちがですね自転車結構ぶがって通ったりとかですね、いう部分も、道の構造上そういうのはもうしょうがないのかもしれないですけど、あれをもうちょっと手だてするの、きっちり白線を入れてあげるとかですね、また構造上でできない部分をちょっとしたことで対応できるようなもんも多少あるかと思いますので、そういった部分を含めてですね、ぜひ検討していただけるようお願いをしたいと思います。

まあこれについては前向きにやってくださるということでしたので、もう特に答弁は必要ないと思います。以上よろしくをお願いします。

それでは2問目に移りたいと思います。

2問目、在宅介護手当についてということで、これにつきましては、昨日、もうこれは先輩議員の方からですねご質問ありまして、これについては、私がぜひお願いしたいと思ってた部分がですね、あまり私にとってはうれしくないような回答をちょっといただいてたんで、非常に何となく、今質問するのもちっと悲しいものがあるんですが、それをあえてもう1回聞こうと思いますが。

その在宅介護手当。実際にですね、このいろんな条件ありまして、この中の第4条の3項にですね、まあ月を半分を超えた日数、その介護をしてないと、まあその部分が支給されないというような部分であったりとか、支給額を今1万円ということで決まってるわけなんですけど、そのあたりのもう少し増額になっていくような手だては取れないのか、まずそういった部分をですねお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

下村議員の在宅介護手当についてお答え致します。

この手当についてはですね、家庭において寝たきりや認知症の高齢者などに対し、介護を必要とする家

族に対してですね介護者の激励し、またその労に報いる目的で創設されております。12年の介護保険によって一部改正を行いまして、平成20年度在宅介護サービスの利用の支給制限をなくして、現在の支給要件となっております。

この要件についてはですね、介護保険法による介護認定で要介護の4と要介護5の方について、また、寝たきり老人や障害認定を受けている方で、この状態が3カ月以上継続している方を対象としております。

この支給要件の見直しであります、議員言われるようにですね、在宅での生活が月のうち半数以上という要件を定めております。これをですね、やはり入院とか施設入所などがありまして長期不在の場合がありますので、一定この在宅での介護者との区分が必要ということで、こういう要件をしております。仮にこの見直しを10日の方に支払うとかいうことになりますと、やっぱり1カ月丸々在宅で見ている方との整合性が取れないということになりますので、こういう区分分けをしております。ですので、この見直しは現在のところ考えは持っておりません。

また、支給額の増額のことでございますが、在宅介護者への支援として支給しているものでありまして、これまでの支給状況を調べてみますと、年間一世帯で10万円程度の支給となっております、この慰労的な意味で支給しておりますので現行の額が適当ではないかということで、この変更もですね現状では考えておりません。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

昨日ですね、先輩議員にいただいた答弁のとおりということで、もうこれで終わってしまうとどうしようもないんですけど、まずですね、その月半分の部分なんです、今課長言われたようにですね、まあ1カ月丸々もらっている方にとっていうようなお話あったんですけど、そもそもですね、今課長言われたようにその目的がですね、介護者を激励しその労に報いるとともに町民の福祉の増進に寄与することを目的とするという目的になってます。で、この介護者を激励しその労に報いるという部分なんですけど、例えばですね、例えば15日、その自宅で介護をしてですね、その15日未満、14日とかですね、13日とかですね、そこまでは自宅で介護してたけど急に体調が悪くなって入院をしないといけなくなったとかですね、いう方にとってもですね、ここの例えば、その15日丸々でばしとこう切ってしまうとその部分で、いやこれはもう手当出ませんとかですね、いうふうに切ってしまうことがどうなんだろうかと思っただけですね、その最初の目的に対して介護者を激励するっていう意味で、逆にこれ逆効果になってるんじゃないかなという気持ちが強くしたわけです。

ですから例えばですね、そこを公平にするということであれば、例えばもう日割りで、例えばもう月に1万円ということで出てるのであればそれを日割りにして、その在宅した日数分はきちんとお支払いするとかですね、それとかもしくは、1日でももう在宅で介護していればもうそれはその1カ月分と見なして支給するとかですね、そういった方に僕は変えて、逆に言えば、その激励するという意味におけば、ここはそういう取り方をすべきじゃないかなというふうに思います。

それから、もう1点の支給額の増額の部分ですけど、今言ったようにですね、本当に介護してる方はもう一日中、昨日も先輩議員お話がありましたけど、もうどこに行く時間もないほどずうっとその方の介護に当たって、ほんと大変な思いをされてると思います。で、そういった意味においても、今、国やまあ県の動きの中で、この在宅介護の手当についての部分を、その支給するという方向を削っているというよう

なお話もありましたが、黒潮町は逆にそういった方を思い切ってフォローしているというぐらいに、みんなが伝えられる、いや黒潮町素晴らしい町だと思われるような体制にすべきじゃないかなというような気がします。

それからもう1点指摘したいのが、そのお金の部分にかんして言えばですね、例えば病院にその方が入ったことによる医療費の負担がどうなっていくのか、町にとってです。町にとって医療費がどういうふうになっていくのか。1日でも在宅で介護してくださった方が、町にとっての負担にとってどうなのかとかですね、そういったそのお金についてのお話なんでありまして申し上げにくい部分もあるんですが、考えはされたのかどうかそこらへんも含めてですねもう一度お聞きしたいと思いますが、いかかでしょうか。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

この介護保険の制度が始まってですね、昨日も申しましたが、一定その家族介護の軽減ということがありまして、他の市町村ではまあこの制度を廃止した所もありますが、本町ではすべて介護保険には移行できないと、どうしても家族の方に在宅では世話になるという方が多くありますので、この制度を続けております。

で、この制度をですね年2回の支払いにしております、4月から9月までと、10月から3月までを2回に分けてですね、入院とかの調べをした中で支給しております。従って、その日割り計算とかですね、そういう制度になりますと、なかなか煩雑になってですね困難だと思いますので、この慰労の目的で15日以上いう一定の決め方をさせていただいております。

それから在宅介護の方ですね、あと町民税の非課税世帯については、また昨日も申しましたが、在宅介護の用品支給とか、そういう現物支給での支援というのを町独自で行っておりますので、この制度自体はですね20年度の改正によってですね、これまでより、より拡充されております。19年度の対象者が10名でありまして、年間95万の支払いをしております。この20年度の改正によりまして、前期の対象者が44名となっております。で、現在この後期分も調査しておりますが、年間総額が約440万ぐらいになる予想となっております。一定この制度も拡充が図られておりますし、まあ財政的なこともあってですね現状では現行のまま行いたいと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

まあ基本的に、もう何も変更しないということでもありますけど、まあこれ予算の伴うことですので、もうこのあたりは最終的には、もう町長の判断も仰がないといけないと思うんですが、その、まあ日割りにすると煩雑になるという話もありましたけど。

どうでしょうね、そこらへんは、まあ執行部側というかですね、行政側は確かにその日で計算するわけですから煩雑かもしれんですけど、その15日とか何日とかいうのをですね確認するという作業からすれば、僕は別にそんな煩雑なものではないというような気はするんですが、もうそれを、例えばもう1日でも出たらもうその部分は、もう在宅でその月は頑張ってくださいというふうに判断するとかですね、いうふうにもっと柔軟な考えで持っていけば、そんなに事務的な煩雑もないんで、それがクリアできるのであれば、あとは町長部局の方ですね予算の中で、もうその部分は見ろうっていうことであればそれでオ

一ケーになると思うんですが、町長その判断はどうでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

在宅介護手当の対する質問ですが、まあ課長が二度にわたり答弁を致しました。

何と言ってもですね、20年度にまあかなり拡充といいますか手厚い形に変えておるということで、まあ現行何年かはですね、去年のことですので、これでいきたいというところがまあ答弁のうまかったところでしたけども、まあただ議員言われるようにですね、励ましという意味からすればですね、あまりこう線を厳しく引くということじゃなくですね取り扱うべきじゃないかという思いも致しますが。

まあただ、いわゆる24年でしたか、社会的入院をされてる方がですね家庭の方に、あるいはそれなりの施設の方に12万床とか、ちょっと数字変わってきてるようですけども、十何万床とかいうベッド数の方がですね、まあ放出されるといいますか、家庭に帰ってくる形になろうかと思えます。まあ高知県の場合、そういう、そのケースが非常に数字的にも大きいわけですけども。

そういった将来的なですね対応も踏まえて、一定まあこの介護にかんする取り組みについては、まあ介護の本来意味するところですね、それがこの制度の趣旨あるいは運用が基本的な部分できちっと運用できる、守っていけるということをまず柱に考えてですね、それからまあ地域性に応じたいろいろきめ細かなサービスの拡充というふうな形でとらえていきたいと思っておりますので、まあこの件もですね、今ここで、こうしましょうあしましょうという話はできませんが、そういった意味の中でですね、今後改良できる点があればですね改良もしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

まあこの件につきましてはですね、ちょっと所管委員会も違いますので、ぜひ、また所管の委員会ともですねあれしながら、前向きにいい方向でいくようにですね進めてもらえたらと思います。はい。

それでは次、3番目行きます。

情報基盤整備事業についてということで、1つ目として、今後の整備スケジュールはどのように進むのか。で、2番目として、町民への説明方法とそのスケジュールはどうするのか。それで3番目としまして、加入率促進のためにどういった方法で進めるのかということです。

まずこの3つについて、どういうお考えであるのかお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは下村議員の3番目、情報基盤整備事業につきましてお答えさせていただきます。

まず質問要旨にあります、まあ今後の整備スケジュールはどのように進むかということでございます。現在実施計画をまあ作成中でございますので、8月にはですね工事にかんする実施設計書を完了させ、9月中旬には入札、まあ事業着手に入りたいと考えております。なお、本年度のですね国の内示額は約3億円でございますので、工事の部分としましては基幹部分、いわゆるセンター施設や国道沿線への光ケーブル

の敷設の工事を予定しております。また事業全体はですね、本年度より平成 23 年度までの 3 年間で事業の完成を目指すこととしておりまして、来年度以降に住民の皆さんへのお宅にですね、光ケーブルを引き込む工事を予定しておるところでございます。

次に 2 番目の、町民への説明方法とそのスケジュールでございますけれども、この町民への説明はですね、これまでにまあ 2 回の説明会とガイドブック等の配布など、また広報でもお知らせなども行ってきたところでございますが、これまでも住民への理解は、まだまだまあ十分であるとは思っておりません。これから住民への説明はですね大事でありますし、もう少し工夫を凝らしたまあ必要があるというふうにも考えております。

まあそこで、今後の説明方法についてでございますが、これまで行ってきた地区別説明会やチラシの配布などは当然行ってまいります。今年度からですね、3 年間で、国、県のふるさと雇用再生特別基金事業を導入して、安心、安全、快適なですね黒潮ネットワーク整備事業を NP0 砂浜美術館に委託し、啓発加入促進およびまあ現地調査に対する事業を強化することとしております。

その事業内容はですね、住民が情報基盤整備にどのようなサービスを期待しているのか、また相談員が各地区に出向いて聞き取り調査をするとともに、デジタルビデオカメラ等を使用したですねリサーチを行い、映像資料を作成して啓発活動を行うことや、情報誌を年 4 回程度発行するとともに、啓発用 DVD を作成するなどして住民に少しでも分かりやすい説明をしていきたいと考えております。さらに相談事業としてですね、電話での相談を受け付けることも考えております。

次にスケジュールについてですが、町が本格的に動くのは、現在まあ実施計画を作成中でございますので、具体的な整備計画、事業のまあ詳細が明らかになる 10 月以降に住民説明会等の周知活動をですね実施していきたいと考えております。また、NP0 砂浜美術館に委託している事業についてはですね、すでに一部まあ活動もしておりますが、町との調整連携が必要でございますので、この NP0 も本格的に動き出すのは町と同様まあ 10 月頃になるんじゃないかというふうに考えております。

次に、加入促進のためにどういった方法で進めるかということでございますが、加入促進には、まず町が進めている情報基盤整備事業の趣旨、目的を理解していただくことがまあ非常に大事であると考えております。そのために先ほども申しましたように、説明会の開催や広報等への周知などがまあ最低限必要なことと考えておりますし、戸別訪問なども、まあ必要ではないかと思っています。加えて行政情報提供など情報内容の充実を図り、住民の皆さんの日常生活に欠かせないものとなるようにしなければならないと考えております。

まあ具体的には、コミュニティーチャンネルやデータ放送などの充実、さらにはサービス面の充実で、例えば高知県内では放送されていない朝日放送系が視聴できるようにする、まあ区域外送信の実施や、2011 年の 7 月からも現在使用しているテレビで視聴ができるようにするデジアナ変換を実施したいと考えているところでございます。まあしかし、これらのサービスができるか否かは国の情勢等により不透明な状況もありますが、実現できるよう積極的に取り組んでいくこととしております。また高齢者世帯や低所得者世帯については、加入金、利用料の負担軽減も考えており、さまざまな加入促進に取り組んでいかなければならないと思っています。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

はい。あらかたどういう感じでやっていくのかということがよく分かりました。

まずですね、その中でちょっと確認したいことがあります。この内容自体をですね、できるだけ早くですね住民へまず周知していただきたいと思います。というのが、つい何日か前にもですね、この事業はやろうとしているのか、もうやまったのか、どうなったのか分からんという方から電話が何件か、何日か日を置いてですねありました。で、いや、この事業は予算も通っているんで進めますよということでお話はしたんですけど、町民の中にはですね、もうこの事業は実は終わってしまったと、もう何か反対があってもうやらんようになったがやろってというような感じの意見もですね、ちらほら出ているようです。

ですから、今ですね課長が答えていただいたような、今、実施計画をこの8月までに完了して9月からっていうようなずうっとお話ありましたけど、その部分をですねきちんと分かるような形で、今この事業はこういう状況でこういうふうに進んでいると、将来的にはこんな感じで進み、しかも説明会はこういうふうにやっていくと、住民説明会は大体10月以降にやる予定であるという情報を流してあげるだけでも、自分に直接聞いてくださったようなそういった住民からの声はまず消えると思います。で、それをまず、ぜひお願いしたいのと。

あとですね、これはもう実施レベルのお話になるんでまだ今はちょっと分からないかもしれないんですけど、整備が進んでくればですね、まあ最初基幹部分から始めるということでしたので、ある一定そのネットワークが準備できた部分からですね、部分開局のような形でまあ3年間ということになってますから、いうふうな形でされていくのか、そこらへんをまずちょっと確認したいと思います。

それからですね、説明方法の部分で、今回はまあ砂浜美術館の方の方にも頼んで加入促進をやっていくということでありましたけど、課長も言われたように、町とのその連携部分で、同じような同じ情報できっちりした認識に立ってないと説明に回ってもですねなかなか難しい部分があるかと思いますので、実際そういうふうに回られるのであればですね、きちんとしたまあ認識の統一というものを図れる体制になっているのかどうか、それもちょうとお聞きしたいと思います。

それから3番目の部分で、まあ自分も思っていた内容のとおりのほぼ回答だったんですが、今ちょっとですね私個人的に1つ思っているのが、コンテンツのその充実の部分で、例えばこういうのがあったらいいと思うのがですね、町内で行われる講演会の視聴です。というのが、よく夜の会になるとですね、いろんな地区でいろいろな方が来て講演されてるわけなんですけど、会があってもこの講演会聞けないとかですねいうところが多々あってですね。もしも、その講演者が許していただけるのであればですね、こういうケーブルテレビなんかでその部分を放送していただくとかですね、まあ今いろんなところからアイデアを取ってきて、そういった中でこうメディアを作っていくということでしたので、今後そういったお話も出るのかもしれないですけど、まあこれは私個人的な一つのアイデアなんですけど、そういったものでまた加入率の、ぜひそういうものがあるんだったらわしも付けておいてそれを見たいとかですね、いう方も出てくるやもしれませんので、まあいろんなアイデアが今後練られると思いますけど、まあそういったものも考えていただけたらと思います。

で、最初の2つのことで、ぜひ、まずご答弁お願いします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

再質問にお答え致します。

現在のまあ状況を早く住民へ周知しないかということでございますが、今後ですね、広報等でまあそういったことも情報で流していきたいというふうに考えております。

それからまた部分開局でございますけれども、この部分をですね、できたら、できたところから部分開局できればそういう形で進んでいきたいというふうには考えております。

それから、まあNPOとの調整でございますけれども、このへんは言われたとおり大変重要なところでございますので、同じ内容でですね同じ認識で住民には接していきませんので、そのこのへんは十分に現在も取っておるところでございますけれども、今後も気を付けてそういうことで進めていきたいと考えております。

またコンテンツの問題につきましてでもですね、現在まあ考えておる施設内容でですね、こういった部分も十分対応できるというふうに考えておりますので、その住民サービスにつながるようなことであればですね、どんどん広げてはいきたいというふうに考えております。

まあ今後そういったことも検討もしてまいりたいと思います。

議長（小永正裕君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

はい、十分分かりました。その方向でぜひよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（小永正裕君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 11 時 39 分

再 開 13 時 30 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

昨日の山下伊都子さんの一般質問に対する矢野健康福祉課長からの答弁の中でミスがありましたので、訂正して、いま一度答弁をお願いすることにしております。

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

昨日の一般質問において、私の方で誤った答弁を致しましたので訂正させていただきます。

山下議員の質問の中で、在宅介護の用品の現物支給についてですね、条例では 3,000 円以内、まあ予算措置の関係で業者に 2,500 円で契約しているという旨でお答え致しました。これについてはですね、町の介護支援特別事業実施要綱によって介護用品の支給をしております。この限度額を月額 1 人 3,000 円以内としているものです。それぞれですね介護用品の現物支給でありまして、各家庭の意向を聞く中でその希望に沿うような形で支給しておりますので、業者に対してですね、2,500 円程度のもので各家庭の希望に沿うということにしておりますので、業者との契約は町の方はしておりません。希望を聞く中で沿うような品物をそろえて、町がまとめて買ってここに現物を支給するというようにしておりますので、品物によってはですね若干そういう、簡易おむつとか、尿取りパッドとか、清拭（せいしき）の消毒剤とかいうことで、こう組み合わせで買いますので、若干その何百円かの増減が生じますので、その点ご了承をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

これで矢野健康福祉課長の訂正の答弁を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子さん。

宮地君の一般質問に際しまして、2問が提出されております。

この2問にかんして、ぜひ資料を添えて一般質問をしたいということで申し入れがありましたので、了解して皆さまのお手元にその資料を配布しておりますので、ご確認の上ご了承を願いたいと思います。

よろしくお願いします。

3番（宮地葉子さん）

ありがとうございます。

それでは通告書に基づきまして2点について質問致します。

今、議長の方からも言っていただきましたけども、資料を皆さまのところに配布をしております。

まず1点目ですけど、小学校での給食を急げという質問ですが、大方中学校でですね学校給食がやっと始まりました。この間、教育厚生委員会で視察に行つてまいりまして、もう給食を準備する段階からですね生徒さんと一緒にまあ試食もしてきました。まあ、まだ始まったばかりなので、少々まごまごするというようなところも言っておりましたけども、皆さんですね本当に順序良く、また、先生に言われながら上手に準備して、おいしく食べておりました。大変おいしかったです。

で、この間の竹下議員からですね、給食にお茶が出ないという話も出ておりましたけど、確かにお茶はなかったんですけどね、私それを聞いておまして、ああ旧大方町の議員さんも給食の中身についてこの議会で言うようになったかと。まあ私も、その献立なんかもあるってその中身について言えますけど、やっところまで来たという思いが私の中にはありました。試食した段階でですね、ちょっと残念だったなと思うのはですね、メニューはドライカレーだったんですけど、ちょっと料理が、仕方がないことかもしれません、冷めてたんですね、ご飯とカレーがですね。まあこれは運んできますので、冷たいご飯というわけじゃもちろんないですけど、私はもうちょっと温かいもんかなという想像がありましたけど、この点は思いましたね。

それからお茶がないということでは、カレーだったんですけどやっぱり水がなくてですね、後で佐賀の方の給食センターへ行ったときに、畦地議員から水ぐらい出しちゃれやとかってというようなね話も出てたんですけど、まあそれは先ほど前回の答弁のように、牛乳を主体にするというふうに栄養士さんからの答えもいただいております。

それで大方地区でですね、やっところ中学校でまあ学校給食が始まりましたけど、私、議員になってからほんとに教育長と学校給食ではずうっとやってきておりますけども、まだ小学校では当然実施されておられません。小学校の学校給食をやっところと学校給食ができてるといふ、まあ完成したということになると思うんですけどね、実施するという点では。それで、学校給食は皆さんの資料の中に出しておりますけど、ご存知とは思いますが、執行部の方にはほんとにこれは釈迦（しゃか）に説法ですけど、学校給食法というのを配布しております。

学校給食法はですね、2年前でしたかね改正され、初めてですねこれ、施行されて初めて改正されて、この資料は私の方になかったもんですから教育長にお願い致しまして、これ教育長から頂いた資料です。学校給食法によって、学校給食は第4条にありますけどね、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないというふうに、ここにもはっきり書かれております。ですから、これを実施するように努めていくと、やっていくようにするのは行政側の責任なんですね。で、そ

ういう教育の観点からすれば、ほんとにやって当然なまあ小学校の学校給食ですけど、まあ、いまだに行われていないというほんとに残念な現状です。

で、全国的にはどうかっていいますと、これも教育委員会の方で資料をいつも頂くんですが、今回、高知県の学校給食というのが出てますけど、高知県の教育委員会が出してるのありますが、新しい資料がなかったもんですから大事なことだけ教育次長にお願いしましてコピーを頂きましたけどね。

そこで、全国の完全給食実施率、公立の学校の実施率ですね。学校数でいきますと小学校全国ではもう 98.5 パーセントが実施しております。高知県では低くて 76.7 パーセントです。じゃあ児童生徒数はどうかといいますと、全国でもう 99.4 パーセントの児童が学校給食を経験して世の中に出ております。小学校のうちですね。高知県は低くて 89.0 パーセント。それでもですね、この 17 年度の資料よりも 2、3 パーセント上がっているという所もあります。徐々に進みつつはありますけども、まだまだ低い。でも全国からいいましたら、ほとんどもう全国の児童の 99.4 パーセントは小学校で学校給食を経験して当たり前なものとして巣立っていったわけですね。これは現実ですね。

既に県下では、お隣の四万十市も全学校で実施されたとお聞きしました。また四万十町も実施されたとお聞きしております。これもまあ以前からこの両方については言っておりましたが、まあこの近辺では佐賀でも実施しておりますので、旧大方地区ですね、残されております。まあ少子化対策としまして、また子育て支援ということを県の方も言っておりますけど、町の方も言っておりますね。そういう意味では、教育である学校給食を早急にやるべきじゃないかなと。これはもう以前から私の言ってきたところなんです。

それで、その学校給食法なぜ変えられたかということですけど、少々変更になった分はですね、それは食育基本法というのが 2005 年に成立しました。その食育基本法にも基づいてですね、食育、まあ食の教育ですね。食育は将来ある子どもたちの健康をはぐくんでいくんだと。給食の目的もですね、国がもう栄養改善から、食の大切さと栄養のバランスなどを学ぶ、そういう食育に重点を置いてきたそうです。それでここに付け加わって、改善されたところが付け加わって出ておりますけど。

それはですね、なぜこういうふうになったかなという、これも何回も私訴えてきましたけども、今、子どもたちを取り巻く食環境ですね、それがどんどんどんどん変化してる。まあ学校給食が始まったのは昭和 29 年、給食法が 29 年か。学校給食はですね、まあ戦後のほんとに食料がなくて栄養も偏ってるとそういうような児童に給食を施すというところから始まったと思うんですけどね、今ではもう飽食の時代になりました。外食産業も普及しましたし、加工食品の摂取ですね、もう以前と比べたらものすごく増えております。

そういう食環境が変化したこととか、また朝食を取らない朝食欠食、また好きな物だけを食べる偏食、それから独りで食事を取る孤食。そういうですね、児童の食生活に大きな変化が見られるようになってということが起きるかといいいましたら、まあ体力が低下する、肥満だとかやせすぎだとか、生活習慣病がもう今低年齢化してるという、そういう問題にですね、まあ国の方も力を入れ出した。やっぱり味覚といいいますか、それは子どものときから、小さいうちから、なるべく早いうちからこう身に付くんだそうです。ですから、学校給食の本当は中学校よりも先に小学校にしてもらいたいんですけど、まあ小学校の方にまずまず力を入れていかなきゃならないというのはここにも表れているんじゃないかと思います。

それで私たちがご飯食べてるときですね、給食食べてるとき放送が流れたんです。子どもさんの声でですね、その給食の中身について放送があったんですよ。それがですね、なかなかええこと言ってるんです。今食べてるものについて言ってるんですけどね。まあ昼ごはんは、午後たっぷり活動するだけのエネルギー補給をしましょう。糖質というのは砂糖ですね。糖質にはまあご飯や麦、このとき麦ご飯だったんですけど。それから脂質、油ですね。脂質や糖質をエネルギーに変えるビタミン B1、これが今日入ってる豚肉や豆や魚、それが必要

ですけど今日の中に、今日のドライカレーはこれらの栄養がバランス良く入っていると。そういうような放送を流してですね、まあよくかんで食べましょうとかいうような生徒さんの声で流れたんです。私は、これがまさに食育だなと思って聞いてたんですけど。これは後で佐賀の給食センターへ行ったときに聞きましたら、栄養士さんが毎日献立に合わせて考えてるんだそうですね。若い栄養士さんですけどほんとに頑張っておられて、給食通信というのですねここへ出しておりました。

そういうふうにして、この黒潮町の学校給食というので頂いたパンフレットにですね、給食内容は冷凍食品や加工食品を少なくし、だしは天然のものを使用し、行事食、運動会じゃないですかね、ひな祭りだとかいろいろクリスマスだとかあると思うんですけど、行事食や旬の食材を取り入れて季節感を持たせています。これこそ私ね、大事な給食のモットーだと思ってお聞きしました。

まあそういう大事な給食、まあ中学校でやられてます。給食は教育であるという観点ともう1つですね、佐賀小学校、中学校ではもう40年前から給食がやられてると。それには教育に格差があつてはいけませんし、町長はもう格差是正ということで、まあ情報基盤整備の相当言っておりますけど、こういう格差が現在生じておりますので、これを早急に直していくためには、学校給食、小学校での学校給食を急ぐ必要があるんじゃないかなと私は思うんです。

この2点ですね、教育長にお尋ねしますが、これ食育の観点からもまあ急がれますし、教育の観点からも学校給食、小学校で急がなきゃならないと思いますが、そういう自覚をお持ちですかが1点と、それから佐賀との格差ね、教育上。その格差が生じてますが、その点についてはどのようにお考えですか。

この2点をまずお尋ねします。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

それでは宮地議員の質問にお答えを致します。

まず、お答えに入るまでに、大方中学校がこのたび今月から本格実施をすることになりました。我々、この始まるまでにはですね随分と、中学校の方でうまくいくのであろうか、小学校では全く経験のない子どもたちが中学校に入つてうまくやれるかなというふうに随分心配もしてきましたけれども、おかげさまで、先月3回の練習を重ねて今月から本格実施ということになりました。いろいろまあ課題はありますけれども、子どもたちは順調に学校給食ができております。そういう面では関係の皆さんにお礼を申し上げたいというふうに思っております。

また、これまで宮地議員とは随分この学校給食について質問を受けたり、また答弁をしたりということで、私はこれまで愛情弁当論をやってきましたけれども、なかなかそれが教育の場から、そういうのはおかしいではないかというふうなことで何回も質問を受けました。おかげさまでその愛情弁当論もですね、中身で答弁ができるということについては非常にうれしく思っておりますのでございます。

ところで、教育の立場からということでどんなに考えておるかということでございますが、学校給食法は昭和29年6月3日に施行をされております。先ほど宮地議員は、これ、今年初めて改正をされているというふうな発言があつたのではないかなというふうに思っておりますが、これまで私が調べたところでは、何回か改正をされておるようでございます。しかしながら、本年の4月1日に施行をされたものが大幅に給食法は変わっておりますというふうに理解をしているところでございます。

その改正をされた給食法でございますけれども、この1条、目的では、学校給食の普及充実に、まあこれがこれまであつたところでございますが、学校における食育の推進が新たに規定をされております。またこれによ

ってですね学校給食の教育的要素がさらに強くなり、学校給食を活用した食にかんする指導の充実が求められております。また第2条の目標については、今、宮地議員さんにそれぞれにお配りになっておりますが、これまでは4項目掲げられておりました。それがまあ7項目となっておりまして、整理、充実がなされているというふうに思います。この整理、充実によって、学校給食が単なる栄養補給のための食事にとどまらず、学校教育の一環であるという趣旨が、より明確になったのではないかなというふうにまあ考えておるところでございます。

それから宮地議員質問の中で、食育の観点からも佐賀地区の児童との格差ということもあるというこでありまして、そういうことを含めまして実施を急ぐべきではないかという質問でございます。

先ほども申しましたように、目的あるいは目標についても大変重要であるというふうに考えておりますし、それから今の佐賀との格差、佐賀地域の子どもたちとの格差ということについても当然これは私も認識をしておりまして、早く小学校に拡大をしていくべきであるというふうに、そういうふうに考えを持っておると理解をしてもらってもよろしいです。

しかし、本年度から実施をした大方中学校については、以前と比較を致しまして生徒の減少がありました。何とかそういうことで、佐賀にある施設を使って大方中学校については実施をすることができましたけれども、今後、小学校に拡大をしていくということになりますと、現在の施設を使って行う直営方式ということは困難ではないかというふうに考えられます。

またこれまで、今回議会でもですねいろいろと取り上げられました、小学校の耐震化の件が取り上げられてきましたけれども、本年度から耐震化に本格的に取り組んでいくというふうなことも教育委員会としては考えておりまして、最優先課題としては、まず小中学校の補強耐震化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

まあこのようなことから、今後は学校施設の進ちょくの状況を見ながら、小学校の導入を検討をしたいというふうに考えておるところでございます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

今、教育長からですね、まあ早く教育の一環から考えても早く拡大すべきだと思っていると、しかしがまあ付きますわね、必ずね。しかし、なかなか難しいというようなことですよ。耐震化もあり、最優先の課題ではないとおっしゃいました。私も最優先にしてくれと言っているんじゃないで、急ぐ課題なのでどのように考えているかというのはまあ教育長の考えを聞きまして、教育長自身もやらなきゃならないけどという、ね、けど耐震もあるしいうことで、いい答弁ができないのが私は教育長は残念がってるんじゃないかなというふうに思うんです。

今後はですね、教育厚生委員会もまた教育委員会もですね一緒になって学校給食、小学校で拡充するように力をそろえていかなきゃならないと思うんですけど、教育長にこれ以上聞いてもですね、これはもう町長の判断がないことにはできませんので、町長に同じような質問ですけど、やっぱり前も聞きましたけど、教育の観点から、また食育の観点から、学校給食小学校で実施するということについてどのようにお考えかと、1点と、もう1つ。佐賀との格差がありますけど、それがありませんね、それはどのようにお考えか。

そして、これ合併特例法、特例債ですよ。それを使って皆さん学校給食やってる思うんですけど、これを使ってやる、早い目、いつごろやるかと。そういうところまで踏み込んだ答弁がいただきたいんですけど。

お願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

宮地議員の大方地域の小学校への給食の拡充ということについてお答えを致します。

この件につきましては、かねてよりまあ大方地域にですね、小中学校どちらも拡充していくということが合併協議会、あるいは町ですね振興計画の中でもうたわれておることでございます。まあ、それを早く実施すべきということで、なかなか財源的なこともありまして、つい今年になってですね中学校でやっと実施ということで、まあ遅かったかなという思いもありますが、小学校もですね当然早急に進めていかなければならないというふうに思っております。

まあ教育長と同じような答弁になるかも分かりませんが、ここにきてですね、にわかに3校の建物の校舎の改築ということが、来年、再来年という段階で現実になってきましたので、まあそのへんと一緒に取り掛かっていくと、建設と、センターのというのはちょっと厳しいかなとは思いますが、検討委員会もございまして、まあ小学校の給食については外部委託というような案もあるようでございまして、そこらへんを含めて早急に、これからどういうふうな年次で、どういうふうにセンターを造ってやっていくのかということを、協議を進めてもらうように教育委員会の方にもですね話したいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

上っ面だけ、これやってても仕方がないと思うんですね。

確かに今、3校のね改築もあるし、大変なことは分かってます。でも、具体的にどういうふうに入っていく、一步もないのかなというのが、今の町長の答弁聞いてまして思ったんですけど。今の答弁だったらほんとに聞かなくても分かってるような、失礼ですけどそういうような、まあ内容じゃないです。

そうじゃなくて、せっかくこういう質問を出してるんですから、もう一步進んだようなね内容が、私は答弁がほしかったんですけど。これはずっと前からもう言い続けてることだし、町長も今言われたように、やらなくちゃならないということは分かってるんだと、しかしできないんだという答弁をもらって、ああそうですか分かりましたというわけにもこれ、まあなかなかいかない。

やっぱり検討委員会を今から立ち上げるんですか。まあ、以前ありましたよね。早急に検討委員会立ち上げて、またそういうことも耐震のまあ改築も含めてやっていくと、そういうような前向きな答弁はいただけないものでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

それでは再質問にお答えします。

先ほど答弁の中でですね申し上げたつもりですが、まあ何年度から建てるというようなことになりますとですね、まあ実感として、学校を3つも新しく建てなくちゃいけないということがございますし、なかなかいろんな面で大変であると思いますが、ただ検討委員会はですね、前回、今の中学校の実施についての検討、あるいは小学校の実施についてはどのようにしたらいいのかということを検討していただいております。

なお、これは存続しておりますので、早急にですね検討委員会を再開をしてもらってですね、今後の小学校への拡充のスケジュールなり、また方法なりといったことをですね、検討してもらうことを教育長に申し付け

るというふうに申し上げました。

まあ今日の、今回のところはですね、そういうことでひとつご理解賜りたいと思います。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

まあ検討委員会も早急に立ち上げて、一步進めていくというところですので、また徐々にそういうところで質問もその後進めていきたいなと思います。ぜひ大きくかじを切っていただきたいと思います。

それでは2 問目の方に入ります。ちょっと待ってくださいね。

2 問目ですけど、ここに書いてあることですね、ケーブルテレビ事業は中止すべきだということ。

まあ、また町長にしたら、ああまたかというところかもしれません。でも私、これで昨年の6 月議会からずうっとやってきておりまして、もう1 年過ぎたわけですけど。この間ですね、ほんとに自分でもいろんな勉強もしてきましたけど、ほかの市町村ではじゃあどうやってるのかなと、どうするんだろうというのがずっとあったんですね。そしたら、昨年の10 月ぐらいからだんだんこの問題とか、防災無線の問題とか、高新に載るようになってきましたので、同僚議員からも再々ありましたけど、みんな同僚議員と一緒にですね、四万十町、それから大月町、三原村、土佐清水市にお話を伺いにですね行って、資料も頂いてきたところなんです。

四万十町はもうすでにケーブルテレビを導入しておりましたので、どのような準備をしてまあゴーサインを出したのかなというのが私は1 つお聞きしたいとこだったんですよ。まあ四万十町は、もう旧十和村でケーブルテレビをやっておりましたので、それから町長さんの選挙公約だったということもあるそうですが、まあいろんな準備ができておりましてね、ほんとにここは平成19 年度からやったそうですけど、取り組んだそうですけど、そういう点では1 年早く取り組んでますよね。そのときにはですね、黒潮町にも一緒にやりませんかというふうに来たそうですね。先ほど明神議員からもこういう話がありましたけど、黒潮町ではうちはやりませんという返事をもらった。で、単独でやりましたというようなことを、まあお聞きしました。

まあそれはいいとしましてですね、ほかの市町村、ケーブルテレビをやっていない所、大月町、三原村、土佐清水市の場合はそれぞれにですね、市町村がそれぞれの特徴を生かしてまあ情報基盤整備や防災無線について対応しておりました。しかもですね、格安の値段でやっておりました。私はここでお話をいろいろ聞く中、それから資料を頂いてそれを目をそれを通す中で、あらためてですね16 億円もの事業費を掛けてこういうケーブルテレビ事業をしないです、4,000 万の調査費はもう捨てることになりますけど、それを捨てても中止すべき事業だなというふうに確信したところですよ。

ですからここへですね、議員の皆さんも一緒に、執行部の皆さんも一緒に、もう一度考えてほしいという強い思いで立っております。最初に言い忘れましたけど今回の答弁もですね、大変課長には申し訳ありませんが、町長のみの答弁でお願い致します。

なぜ、私が反対するかというのもずっとまたまとめていきますけど、もう今まで言ってきたことですが、まず最初、やっぱり住民負担が掛かり過ぎるということです。維持管理費も含めましてね、将来の住民、子どもや孫たちにね負担を残す、負の遺産を残す。そういう意味では、ほんとにこの事業をやめさせなきゃ、中止しなきゃいけないと思います。先ほどからも、また今議会ずっと言われてますけど、町内は大型事業がめじろ押しですわね。

もう内容を言うこともないですけど、佐賀小学校、中学校の改築、三浦小学校も建て替える。佐賀保育所、それから消防署の移転。まあひいては学校給食センターなんかを建ててもらわなきゃなりませんし、そういうですね、やらなくてはならない事業がもうこの黒潮町にはめじろ押しで、大型事業が控えております。そうい

うときにですね、この巨大な情報基盤整備事業をやっているものかどうかというのは、私は目の前ばかり見てないで、やっぱり住民の意見、議員の意見も耳を傾けて、この際ですけどやっぱり競馬馬のようにですね、耳も前、目も前というんじゃないくて、両方にこう広い目で見ていただける、聞いていただける、そういうことも考えてほしいなと思って立ってます。

それからもう1つ大事なことがですね、この設備の耐用年数ですよ。佐賀の防災無線ももう13年になって、そろそろ部品がどうのとか、やり変えなきゃならないとかいうのも、この情報基盤整備をする1つの理由でしたけど、このケーブルテレビ事業、情報基盤光ケーブルを引きますと、耐用年数が15年か20年かそれは知りませんが、必ずやり変えなきゃならない。メンテナンスをしつつ、やり変えなきゃならない。耐用年数っていうものが来ますね。そういうことを考えたときにですね、本当にまた大きな費用が掛かるんじゃないか。こういうことも大変心配な材料ですし、危惧（きぐ）することです。

それからもう1点。これもずっと言ってきたことですけど、もう光ケーブルですね、光ケーブルは私は時代遅れだと思うんです。これからはもう無線の時代ですので、有線の時代は終わったなというふうにまあずっと今までも言ってきましたけども、今回のお話をいろいろ聞いてまして、この時代遅れの設備にですね巨大な費用を掛けるのは本当に愚かなことじゃないかなと私は思いました。

こういう大きな、3点か4点の中からですね、もう少し突っ込んで入っていきますけど、まずインターネットの整備のことですが、今回、資料3の方になりましたけど土佐清水市のことを拡大コピーをしましてですねここへ付けておりますが、ADSL ほぼ全域にというのが、もう3月議会が終わってから高知新聞に載りました。土佐清水市ではお話も聞いてきましたけど、こういう方法でやってるよというのがね、あります。このインターネットの問題は、町長が一番力を入れてきた1つじゃなかったかなと思うんです。情報格差がほんとに都市と地方の多すぎて、すごくあって、地方の衰退の原因の1つにもなっていると。情報格差はもうなくしていくことも将来を見据えてですね、手をこまねいている場合じゃないからぜひともやりたいんだっていうのが一番最初のころから町長の思いといいますか、そういうものがすごくあったように思うんです。

それで、そのインターネットを何とかですね、方法はないものかということで私もいろいろ考えてみましたが、この土佐清水市のやり方があったんですよ。こういう方法を、当然私たちはですね議員ですからなかなか分からないんです。で、土佐清水市に行きましたらね、こういう資料をくれました。土佐清水市はADSLを全市に大体網羅するんですけど、事業費はわずか8,100万、まあ市の持ち出しは1,200万と。なぜそれだけの、やれるかと言いましたら、まあ16億円から考えましたら20分の1ですね、インターネットだけ考えましたらですよ。その費用でなぜやれるかといったら、光ファイバーじゃなくてADSLを整備すると。高速で大容量のADSLを、ADSLが通じてない地域にのみ完備していくと。だからこういう格安の値段でできたんだと思うんです。まあこれは三原村もその後採用したそうです。新聞には三原の方が先に出了けど、三原村の方は土佐清水がやったのでそれでうちも踏み切ったというふうにおっしゃってました。

これね、私すごくいいなと思ったのはですよ、黒潮町の光ケーブルは、ADSLが通ってようが通ってまいが全町隅々まで光ファイバーを引く。まあ光ファイバーという高額なもんも高額ですけども、土佐清水の場合はADSLが通らないと、通じてない所だけ網羅すると。そういう、めりはりのあるやり方を取ったということが非常に大きな点だと思うんです。何もかも一緒にして光ケーブルを引くから、こういう大きな予算になった。この土佐清水のやり方をすれば、インターネットの問題は私は解決したんじゃないかなと思うんです。で、議員の皆さんの中でもですね、負担は大きいんだけどインターネットがやっぱり遅いので、何とか将来を考えてもしたいというような方が数人おいでたと思うんですけど、私はもうこの時点でですね、かじを切り替えていただきたいなというふうに思いました。

それから2点目ですね。資料の2の方に戻りますけど、携帯電話のことに入りますが、携帯電話の不感知地域を解消するというのも、この情報基盤整備の柱の1つですね。携帯電話はもうここに書いてありますけど、総務省がですね2011年3月末までにですね、もう携帯電話が通じない所は5万人程度に減らすんだと、将来的にはもう圏外人ゼロを目指すのを検討しておるといのが出ております。私たちが最初からずっと言ってきたように、国が必ずこの情報基盤整備、情報格差、そういうことについては手を打っていきますよと。ちっちゃな町がですね大きなお金を使って、住民に大きな負担を強いてやらなくても必ずそういう方法が出てきますよというのは再三言ってきたと思うんですけど。まあひとつ携帯電話は国がそういうふうな方法を取っております。

それからですね、まあ民間会社も商売ですから、採算が取れるようになれば、携帯電話が普及すればですねどんどん入ってくると思うんです。現にですね、大月町、三原村は8月から全部と言いましたけど、もう携帯電話の通じない所はないそうです。黒潮町でもどんどん入らない所がなくなって、こう入る所が増えていきますね。今、もう携帯電話は国内1億台の時代ですね。1億台っていったら、まあ日本人、赤ちゃんからお年寄りまでみんなが持っていると。それだけ普及してる携帯電話ですので、今後、民間もどんどん入ってくるだろうと、容易に考えられると思います。

3番目に防災無線ですけど、これも柱にありましたね。防災無線も私何回も言っておりますけど、大災害には、これ常識だと思うんですが、有線を切断される可能性がある。でも無線だったらそういうことがない。有線は使い物にならない、切断されたらもう使い物になりませんから、そういう可能性があるので防災の場合は無線が最適であると、それが1点ですが。

もう1つですね、防災行政無線を整備したら8億掛かるので、町の持ち出し分を考えたら、ケーブルテレビ事業をするのと補助額が違うから大体おんなじになる。なるんだったら、もう4つのことを網羅してるケーブルテレビ事業をやりたいというのが町の説明でした。

この8億という数字、森議員の方から説明がありまして、植田課長が答弁ありましたけど。8億、防災行政無線だけやるには掛からないということですね。これはなぜ8億掛かるかといったら、全世界に通常の情報伝達ができることも含めて、だから8億掛かるんだというふうに私は植田課長から説明があったように思うんですけど。確かに、端末機を全家庭に無料で置きますね。そこから情報を流すそうですから、全部の家庭に入れますので、これはお金掛かりますわね。私はね、このサービスが駄目だと言っているんじゃないんです。最上級とは言いませんけど、ほんとに上級の、ほんとに手厚いサービスだと思うんです。お金さえあればこういうサービスもほんとにいいと思うんですけど、ここまでなくても防災そのもの、防災行政無線、機能しますね、その本来の目的は。マイク放送なり、何なり、今やってることで。

で、何でかっていいましたら、今のマイク放送で、先ほどの明神議員のときにありましたけど、佐賀では震度3になったらもう自動的に教えてくれるんでしょう。そういうものを完備していくのに、佐賀だってまだ13年ですから、使えるものは私は使ったらいいいと思うんです。まだまだ使えるものはあると思うんです。全部をもう新しくして、全部やろうと思うから8億掛かりますけど、使えるものを使っていく。三原で聞きましたら、デジタルになったけども、壊れるまではアナログでもいいと県の方から言ってきたと、こういうお話でしたよ。黒潮町とは違うかもしれませんが。まあいずれにしろ、もうデジタルに変えていかなきゃならないとしても、8億掛けて防災無線をやることはないんじゃないか、そう思います。

4点目のテレビですけど、これはもう地デジ対応ですね。地デジの対応はもう何回も言ってきたので、ほんとにあまりもうここで言っても仕方がないぐらいなことですが、それでも住民の中ではね、一番、テレビが見えないからこの事業を待っているという方がおいでますね。議員の中でも、テレビが見えないから何とかやっ

てくれやっていう方もおいでした。

それで、かいつまんで地デジ対応について言いますけど、まず8割強、黒潮町の8割強の世帯では地デジは映ります。じゃああとの2割弱、2割弱の中でNHK共聴で現在使ってる方は、伊與喜方式といいますか、NHK共聴を生かして、組合費は伊與喜でしたら月額200円でしたから、それを取って維持管理も、それから保険ですね、将来の。そういうことも賄えてるそうですが。こういう方法を取っていけば十分可能です。主に力を入れなきゃならない所が、1割弱なのか、1割強なのか、そのへんは分かりませんが、数字は分かりませんが。自主共聴で、または1軒ぐらいで、自分だけでアンテナ立ててるとか、テレビが見えぬくい地域ね、その人たちに町はもっと手を差し伸べなきゃならない。

これは地デジに限らずですね、アナログのときからどうしてやってなかったんだろうかと私は思いました。こんなにテレビが見えない所が何軒かあるということは、今回署名に入ってますね、初めて、大変不勉強だったんですけど初めて分かったんですが。町だって地域担当制なんか敷いてるんですから、こういうねテレビが見えない所は今黒潮町に何軒もあるんだというときに、何か方法が取れなかったものかなと、まあ話がそれますがそれは。とにかくテレビ対応としてはですね、インターネットとおんなじで、もう地デジで映る所、映らない所、全部網羅して光ファイバーを引くんじゃなくて、そのテレビが映らない所、共聴アンテナで苦勞してる所にですよ、町がもっと高い所にアンテナを立ててやるとか、それから後の維持管理も集落整備事業というのがあるんですから、それを拡充するなり、もっと手厚くして保護してやれば、テレビの対応はできます。そうして、めりはりを付けたやり方さえすれば、こんな巨額なですねお金を掛けて何もかも所に光ファイバーを引くということがこの大きな予算になってるわけですから、そのへんをやり変えてもらえればいいなと思うんです。それで、時間が迫りました。まだある。

1回目の質問、ね、入りますけど、町長に質問しますけどね。

この土佐清水市の例ですよ、もうADSLは通ってる所はもうやらないと。ISDNの地域だけ、まあインターネットがなかなか遅くて大容量がない、その地域だけやっていると。そういうやり方で、その方法ですね。この方法で黒潮町もやったら解決できるんじゃないかと思いますが、まあこの方法を町長はどう考えるかということと、この方法は行政は前から知っていたのかどうか。この会社のことも含めて知っていたのかどうか、こういうやり方ね。知っていたんなら、なぜこの方法を取らなかったのか。

まずそのことをお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

宮地議員の、ケーブルテレビ事業は中止すべきとのご質問にお答えします。

まあ技術的なこと等については、専ら課長が答弁した場面もございましたけども、今回は私のみの答弁ということでございますので、まず土佐清水市が実施したADSLの事業についてのどういうふうにとらえておるかということですが。

まあ端的に申し上げまして、これはすべてを網羅したものではないんじゃないかというふうに思っております。ほいで、まあ土佐清水市が実施した事業は、3月の28日の高知新聞で私も読んだ程度しか分かっておりませんが、まあいわゆるデジタルディバイド解消のみを目的とした事業と、まあブロードバンドがですね、まあADSLをブロードバンドと呼ぶか呼ばんかというのは別にしてですね、まあADSLをなるべく多くの世帯に提供しようというのがこの事業の目的でして、私どもが進めております情報基盤整備事業とは若干異なる、若干どころかかなり異なるなというふうに思っております。

まあご存知のように何度も言ってきましたけども、このブロードバンド環境のまあ整備、それから地上デジタル放送への対応、それから携帯電話不感地域の解消、行政情報、災害情報の提供ということで、いろいろなものをですね、課題を一括して解消するための事業です。まあこのように、土佐清水市で実施する事業と本町の進める事業とでは事業の趣旨、目的が異なるため、ブロードバンド環境に対する単純な金額等による比較は適当でないものと思っております。

また、21年の6月5日の高知新聞に、北川村も光ケーブルによる情報通信基盤を整備し、地域に新たな可能性を示したいとありました。県内で情報通信基盤整備が進んでいない町村も、今後、国の第1次補正等を活用して、本町と同じような事業内容で整備を検討しているとの情報もあります。県内でも情報通信基盤整備が確実に増えてくるものと思っております。また、大量の情報を迅速に伝えるということを考えますと、ADSLはもうすでにですね時代遅れと申しますか、今はFTTHに変わってきておるということをご理解賜りたいと思います。

まあこの、どこの町がというようなことになると、また非常に誤解を招きますけども、東の方のある市長がついこの間も高知でお会いしましたら、大変、黒潮町の情報通信基盤の整備計画についてですね、うらやましいとかそういうふうな言葉をいただきました。まあそこではですね、まだちょっと、したいけども今のところそこまでのことは計画できないというようなことで、他市町村も会うたびにですね進ちょく具合を聞かれたり致します。

まあそんな状況ですので、各市町村できればやりたいというのが本音じゃないかなというふうにも思っております。まあこのような情報社会でですね町が生き残っていくために、いつも申し上げておりますように、将来的にですね道路とかそういったもん以上に重要な社会基盤といいますか、インフラじゃないかと私は思っておりますので、まあこの機会にですね16億円相当掛かると思いますが、この事業を進めていきたいと思っておりますので、やめるということは考えておりません。

しかしながら、最初にですね議員のご質問に対して、まあ、しっかりやるのかと、本気でやるのかというようなご質問でございましたので、ついですね不退転の決意でやるという決意でやるというふうに答えましたもので、どうしても私がですね、ただただやることばかりはやって耳を傾けないと一切、というふうに受け取られておるかもわかりませんが、まあ経費のこと、それから円滑な推進、また後年度に起こるであろう経費の問題等々もですね、加入率の向上を含めてそれは細心の注意と努力でやっていかなければならないと思っております。

以上です。(宮地議員より「すいません町長。土佐清水のそれは、行政は知ってたんですかということをお聞きしてますけど」との発言あり)

はい。ADSLのみのですね、まあいいですか、整備ということでは、一定いろんな方法があるということは知ってもおりました。が、ただ私どもは隅々までですね、まあいろんな目的を持ってるわけですので、まず町内の中山間部等々、奥の奥周りにお住まいの方もですね、全員の家にケーブルを引きたいというのが大きなポイントですので。

議長(小永正裕君)

植田総務課長。

(宮地議員より「技術的なことです」との発言あり)

本庁総務課長(植田 壯君)

技術的な細かいことです。そうです。

(宮地議員より「要りませんので」との発言あり)

(議員より「予算を組んじゅうがやけん、細かいこと言うたち」との発言あり)

(宮地議員より「要りませんので、もう。すいません、いいですか」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

答弁いりませんか。(宮地議員より「要りません」との発言あり)

宮地君。

3 番 (宮地葉子さん)

課長には大変失礼ですけどね、もう今更説明を聞くという段階じゃなくてですね、私の、このケーブルテレビ事業 4 点ありましたけど、これはもう私は必要はないと思っていることを 4 点ずっと言ったんですよ。で、それを課長がもう補強をしなくてもね構わないように、私は町長はご存知だと思っんです。一議員が知ってるくらいのことはですよ。もっと細かいことを言ってくれと私は言ってるわけじゃないんです。

それですね、町長は ADSL が古くて光ファイバーの方が進んでると言われましたけど、今、都会ではですね光ファイバーの加入者どんどん減ってるんですよ。もう ADSL の方が進んでるんですよ。今、ADSL が進んでるとは言いませんけど、光ファイバーどんどんね減ってるんです。それはまあご存知かどうか知りませんが。

それで、これ土佐清水市ではですね、その情報基盤整備の中の 1 つ、インターネットをどう解決するかという点でこういう方法を取った。これは関西ブロードバンド株式会社、それから株式会社イージェーワークスという民間の会社ですけど、この会社が、平成 19 年に土佐清水ではまあ考えに入れたそうです。それで、なぜこの会社だったかといいますと、土佐町でここをやったので、担当者がですねそこへ聞きに行つてこういうことになったと。それから三原村はですね土佐清水がやったので、またうちも採用したというふうにお聞きしました。

確かに、町長がやろうとしてることと、土佐清水がやろうとしてることと違う。違うから私言ってるんですよ、同じだったら言う必要ないんですから。インターネットを、1 つの風穴を開けるとしたらこの方法が取れた、しかも格安で取れたから、インターネットの問題であればこれできたんじゃないですかというのが 1 つですね。

何でかって言いましたらですね、まあ町長もご存知だと思っんですけど、地方自治法の第 2 条の 14 項というのでは、公共団体は最低の経費で最大の効果を挙げなきゃならないという、ありますよね。それを考えた場合にいろいろ模索して、インターネット何とか、情報基盤をね整備できる方法があったんじゃないかと、私はこの方法がもしかして足りなかったのかなというふうに感じたのでお聞きしたんです。最初からもう入れ込むあれがなかったのかもしれないけど。

それで町長は、もう ADSL は時代遅れだというふうに言われましたけど、私はね光ファイバーが先ほども言ったように時代遅れだと思っんです。いわゆる有線ですよ、有線は時代遅れと。これからはもう無線の時代だと思っんです。その大きな一番分かりやすい例がね、電話です。これ前にも言いましたけど、電話ですね。昔は、今もそうですけど、電話を引いて固定電話というものがありますが、有線で電話を引いてますけど、今こそ、みんな 1 億台ね、普及してる携帯電話の時代でしょ。無線でしょ、携帯電話っていうのは。まさに町長が言ってるユビキタスの社会。いつでもどこへでも誰にでも、携帯電話でできるじゃないですか。もうこういう時代だと私は思います。

それで防災もですね、先ほどから無線がいいと私言っておりましたけど、ちょっと J-ALERT (ジェイアラート) ということが、森議員、明神議員の中で出てきましたので、先ほども課長の方から答弁がありましたが、まあ J-ALERT (ジェイアラート) というのは町長からも、これは防災行政無線とはちょっと種類が違うというふうなお話ありましたが、それは間違いではないと思っんですけど、私はこの資料読んだ限りでは正確ではないんじゃないかなというふうに感じたんです。

ていうのはですね、この J-ALERT (ジェイアラート) の資料は、ここにこういうのがありますけど、議員の皆さんにはもう配りませんでしたけど、これは大月町で頂いた資料なんです。J-ALERT (ジェイアラート) というのはですね、J (ジェイ) っていうのは日本という意味ですね、ジャパンですよ。ALERT (アラート) というのは警報ということで、まあ警報システムなんです。緊急の警報システム。これは、衛星から緊急な指令があったときに、この J-ALERT (ジェイアラート) が受けて、それを自動的に防災行政無線に作動していくと、こういう装置じゃないかなと私は思うんです。ですから防災行政無線と、いうたらセットになっていくものであって、全然無関係なもんじゃないと思うんです。佐賀でこれを使っているのかどうかちょっと分かりませんが、黒潮町ではまあ職員を参集するためにだけ使ったとお聞きしましたけど。

この J-ALERT (ジェイアラート) というのはちょっとどういうものかって言いましたら、津波や地震など、対処に時間的余裕がない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国から直接市町村等に情報を送信し、市町村の行政無線装置を自動起動すると、そして住民に緊急情報を瞬時に伝達することができます。国による情報告知から住民への伝達まで、時間的なロスを最小限にすることができるシステムのことです。書いてありますね。ですから病院や学校とか、まあ役場とか大きな施設なんかこれに、装置を付けておきますと、まあ防災行政無線があつてこの装置を付けるんですが、付けておきますと、それが地震だとか、それから北朝鮮がミサイル出して黒潮町に落ちそうだと、そういうようなこともありますけど、そういうようなもんもですね、館内放送を自動的に起動させてエレベーターを制御し、自動扉を自動的に開閉させると。それから屋外ではですね、防災行政無線を自動起動させる。自動的にこれを起動させる、そういう装置なんだそうです。これも全部無線でやっておりますわね。今は防災もそうですけど、ほんとに瞬時にこういうことをやるというのは、私は無線で今後日本中ずうっとやっていくと思います。まあ世界中になっていくでしょうけど。

それで、町長面白いことを言いましたよね。ADSL をブロードバンドと言うかどうかは。これどういう意味ですかね、まさにブロードバンドだと思うんですけどね、私は。

先ほど第1問で言いましたように、情報基盤でですねインターネットをずっと大容量でやっていくと、高速大容量でやっていくためには、まあ土佐清水のような方法があつたと。それから、これはもう無線の時代じゃないかなと思うと、これからはですね。

町長としては、この2回目の質問しますけど、私はこれからの時代は無線の時代だと、いろんなものを考えた場合ですよ、携帯電話もしたり、今の J-ALERT (ジェイアラート) のこともしかり、防政のこともしかり、無線の時代に入ると思うんですけど、町長はその点をどのようにお考え、有線の時代だと思うのか、ひとつお聞きします。

それからもう1つですね、まあ町長はこの情報格差を解消するために、この情報基盤整備をどうしても敷きたかったと、やりたかったと。でもこれ、十分な準備もなくやってしまった。もうそれは罪だと思うんですけどね。なぜかって言いましたら、こんだけ大きな事業をやって、いろんな問題が今も出てきてるのに、議会です、これをどうするんだという話し合いする場はなかったですね。議決をする場もなかったですね。また議会で、みんなで視察に行くなり、勉強するなり、そういう時間もなかったといひますかね、なかったことはないでしょうけど、そういうようなところに入ってませんね。四万十町ではですね、議会とも、議会の提案も受け入れてやったそうです。議会に返してどうだと。でも、議会から提案があつたと。

そこで、大事なことですけどね、町長ね。四万十町では議会からですよ、一般財源からの投入は絶対しないと、そういう申し入れがあつて、それを約束してこの事業に入ったそうなんです。町長はこういう確約はできますか。

この2点、2回目ですね。無線の時代と思うかということと、一般財源からの投入は絶対しないという確約

はできるかどうかお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再質問にお答えを致します。

まず1点、清水のですね、まあADSL等をブロードバンドと呼べるかどうかということでございますが、清水の今度の施設設備のですね、まあ実態ですけども、市内の一部でですねファイバーが利用できる区域では、まあ47メガバイトということですね、次世代のブロードバンドというような高速です。ですが、まあ衛星を使う地区とか、その2つの地区以外なんかは10メガとか2.2メガということですので、もう、とてもブロードバンドとは呼べないような速度ということじゃなかろうかと思います。まあ清水の件についてはそういう意味で申し上げました。

あと、そういう、あれですね。（宮地議員より「無線の時代だと思いますか」との発言あり）

はい。無線についてはですね、まず防災行政無線のことですが、J-ALERT（ジェイアラート）との関係は、J-ALERT（ジェイアラート）というのはあくまでもその緊急通報ですので、これが防災行政無線等がないとですね各戸に知らせるということではできんわけですよ。ですから、我々は8億も掛けて、なぜ防災行政無線は8億も掛けないとできないかと、大月たったこれだけでJ-ALERT（ジェイアラート）ができてるといふような話でしたので、それは全然違いますよという話をしたわけです。

それから、一般財源は一切使わないかと約束できるかということでございますが、できません。以前からこの理由についてはですね、町の本来、今、広報とかですね、いろいろお金を掛けて、コストを掛けてやっておる住民サービスの大部分のいくらかをですね、この情報基盤整備によってですね、ケーブルテレビによって代替えることもできますので、その元になる、どこまでが一般財源を使っていかなのかというふうなことがなかなか特定できませんし、私は基本的に住民サービスにとって欠かせない施設整備と思っておりますので、一般財源を使わないとか使うとかいう話はないんじゃないかなというふうに思ってます。（宮地議員より「無線の時代だと思いますかという点では、答えは、答えてはもらっていないんですけど。」との発言あり）

はい、申し訳ありません。えらいもう。

無線についてはですね、すみません、防災行政無線の話になりましてちょっとそれてしまいました。

まず防災についてはですね、有線よりも無線の方がいいんじゃないかというご趣旨でございますが、それについては防災は1つの施設といいますか、方法だけではですね完全ではないわけですし、無線がいい場合も有線がいい場合もありますし、また場合によったらほかの手段がですね役に立つというふうなケースもありますので、重複してできるだけ整備していくということが防災の一番理想な形じゃないかというふうに思います。

以上です。

あ、無線ですね。タイコムとか資料が付いておりましたけど、これからはですね無線によって全世界がそのブロードバンドもカバーできるんじゃないかという話ですが、これも実際にはですね、今回、移動する新幹線の中とかでサービスを受けることができるWiMAX（ワイマックス）とかいう次世代の通信もですね、かなりそのメーカー等はですね90何パーセントカバーできるとかいうふうに言ってますけど、結局は、こういった事業は地域周辺部は追いやられてしまうといいますか、お金も掛かるしですね、完全な形で隅々までということにはなりませんので、私はタイコムがですね、みんなが利用するような形にはならないというふうに思ってます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

ちょっと私の質問が悪かったんでしょうかね。

私は、これからは無線の時代になるんじゃないですかっていうのはですよ、何も防災無線の話だけでもないし、タイコムの話だけでもなくて、全体的なことを言ったつもりだったんです。その例としてね、電話がもう無線になったでしょと、防災無線もこうでしょということを言ったつもりだったんですけど、まあ町長はそういうお答えでしたので、それは構いません。

で、一般財源からの投入はねもう絶対しないということは絶対ないと、ねえ。一般財源から投入しますよという町長の答弁なんですけど、なぜ四万十町が一般財源投入しないでやれるのに、黒潮町がやれないかということもひとつ大きな問題ですわね。四万十町さんね、すごく準備してましたね、早かったし。

私、19年度に町長にはね、四万十町さんのお話を聞きますと、19年度に一緒にやらないかって言ったときはやらないって返事をしたのに、20年度になったらころっとやりますと、もう時間もないのにですよ。6月議会で一般質問をして、9月議会には不退転の決意でやりますと、そして、聞く耳も持たないわけじゃないと言われますけど、まあ住民にしたらアンケートも取らないし、仮契約もないわけですから、どうしても聞く耳を持たないというふうに、実態はそうなってますわね。住民の声を聞かないんですか、そのアンケートも取らない、住民が望んでる事業なのか望んでない事業なのかも分からないし、どれだけ入るかも分からない事業ですので、これ赤字出るだろうということで、まあ一般財源投入すると言っておこなきゃえらいことになるというのが町長の答弁だと私は解釈したんです。

町長ね、私ずっとこのあれを反対してきた理由ですね、もう言うてきましたけど。この1年間で、町長から提案があつてから去年の6月議会の1年間で、もう技術っていうのはどんどん進みましたよね。先ほどタイコムの話ですけど、私が最初にタイコムの話をしたときには、まあこれはまだ一企業のもので海のものと山のものとも分かんないというような、まあ確かそういうような解釈だったんだと思うんですけど、もう実際に始めますよというのが日経に載ったんですよ。1つは、衛星で世界的にそういうことが始まる。または、携帯電話は総務省でやるというて始まる。携帯電話は今、もう次世代の携帯電話ということで3.9世代っていいですか、それに入ろうとしていますね。たまたま昨日の日経でしたかね、この昨日の日経で、NTTドコモの社長さんのお話があるんですけど。

ドコモなど携帯電話4社が11日免許を受けた次世代携帯は、現行と同じ周波数を使いながら10倍以上の高速通信が可能になるため第3.9世代と呼ばれるというふうに、携帯電話もどんどん進んでいってます。最初携帯電話をまあかけると受ける、そんなもんだったのが、メールができる、いや、カメラが付いた、いやいや、今ではもうテレビも見える。そしてiPhone（アイフォン）でしたかね、ソフトバンクが出した、買うのにいっぱい列ができたって言うてましたけど。それではもうコンピューター機能が付いててメールが読めるんだそうですね。メールといいですか、パソコンに入ってる。それで、ソフトバンクの孫社長は中国に行ったときにですね、会社に入ってる肝心なメールをそのiPhone（アイフォン）で見るんだというようなことを、テレビですか何かで言うておりましたけど、宣伝しておりましたけど。それぐらい携帯電話はこの1年の間に、まあもっと前からやってますけど、どんどん進んでいった。こういう技術はどんどん私、進んでいくと思うんです。

実際これから光ファイバーを、2011年ですか、それに引き終わったころには、ほんとにもっともってこれ完備されててですね、もう光ファイバー必要なくなると。引かなくてももちろんテレビはですよ、地デジはもう8割強はケーブルテレビに加入しなくても見えるんですから。テレビの分はほとんど解決したようなものですけども。そういうことが、もうなりかねない状況。

そして、耐用年数の問題ではあんまりありませんでしたけどね、これが15年先か20年先かは分かりません

けど、そのときには、やり変えなきゃなんないときには、どんなお金が要るか、今とおんなじようなお金が要るか、そら分かりませんが、そういう時代がやってくる。町長は10年先か20年先に褒められたらいいと、先日でしたか答弁しておりましたけど、まあそのころは、私も町長もほんとに棺おけに入ってるかどうか分かりませんけどね。もうそういうときになって、その住民は、黒潮町の住民は、維持管理費も大変だし、大変な思いをしてるんじゃないかなと私は思うんです。人口だって、去年は271名でしたか減少しました。今年は1月から6月までですけど、もう153人減っております。まあこの調子で、その一律ではないですけど年間300人近く減るとしたら、15年たったらすよ、今の旧佐賀町ぼったりいなくなるぐらいの人口が減ると。そういうふうになってからですね、これ切り替えていかなきゃならない。どうします。

私はそういう意味ではですね、繰り返しになりますけども、4,000万の調査費をね捨ててもこの事業を中止した方が賢明だと真剣に思っておりますが、再度この点を町長にお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再々質問にお答えを致します。

議員に、ほんとに一つ一つのことをとらえてですね、まあ今からの可能性等々と比較されながら、ほかの方法もあるんじゃないかということで、再々ご指摘を受けるわけですけども。

私どももまあ一生懸命考えてですね、最大の効率と将来的な利便と、いろいろなことでこの事業を決断したわけでした。まあ道中もですねいろいろ理解を求める中で、なるべく経費も安く上がる、将来の運営等についても身の丈に合った形でやりたいというようなことを申し上げてきました。まあそんなことで一つ一つのことを取るとですね、やっぱり見方が違うといろんな面はあるわけでした。

まあ携帯電話は確かに去年1億台を突破してですね、それから今や、私もちょっと何カ月か前にたまげたんです、びっくりしたんですけども。ワンセグとかいうてですね、いわゆるテレビが見えたりする携帯ですね、あれを持ってる方が50パーセントを超えてるということで。僕のは、実はそのテレビが映りませんので、まだ結構新しい型かなと思っておりましたけども、まあそのように日進月歩でですね技術が進んでおりますけども。

その携帯がですね利用できない地域があるんですよ、結果として。ほんで、それを解消したいんですよ。まあそういったことでですね、すべての事柄が一方の方からだけ見るとですね、いろんな言い方、または考え方もできるかと思えますけども、少なくとも私たちは総合的に考えてこの事業に着手したということ。

それから、人口が減っていくという点ですが、非常に私も同じ以上に、あるいはそれ以上に懸念をしております。ですからこれがですね、いつも言いますが、手をこまねいて何の打つ手もなくですね、人口がただただ減っていく、各集落ではほんとに集落の機能すら維持できないと、こういう事態を手をこまねいて見ることはできないということで、やはり人を呼び込まなければならない。また、若い方がこっちへ帰っても何らかの形でですね、生活できるような基盤というものを整えなければならないということで、この情報基盤がすべてとは申しませんが、せめてですね、お年寄りも大事ですけど若い人が住むということも大事です。

そういった全体のことを考えてですねこれは整備したいということでございますので、ご理解をよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 14 時 45 分

再 開 15 時 05 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、坂本あやさん。

6 番（坂本あやさん）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問に移らせていただきます。

私は、今回 2 点、国道 56 号改良事業について問うと、先ほどもお話ありましたが、情報基盤整備事業についての 2 点をご質問致します。

まず、国道 56 号大方改良事業についてということです。

もう、私もこの席では、この 56 号のことについては、旧の大方の時代からずうっと取り組みを続けてまいりました。そして、今議会、再度この 56 号の質問を出ささせていただきました。もうそろそろ、この事業についての質問をしなくてもよくなったらいいなというふうが一番心の中で思っています。この事業が 10 年ごろから始まりまして、ほんとに長い年月が過ぎてしまいました。

この事業は、大方の時代からですけれども、その当時からこの近辺の市町村を含めて、この道路を利用する方々すべての願いであったと思います。この長い間に反対運動が起こり、いまだにその根強い反対運動は少数ではありますが残っています。ただ、その内容を見るに当たっては、その一番最初にこの事業を取り上げたときの、この道を何とかしなくてはいけない、もっと安全な道に造り替えなければならない。それができないのであれば、ルートを変えるしかない。では、そのルートとしてどこを選択するのか、そういう総論は賛成、各論は反対という中でやはり現実的にいまだ揺れ動いている部分があるなというふうには感じています。

先日、執行部の方からご説明をいただきました、再度、通知人の方々 18 名が新しい方を 2 名を含めて、通知人たちがですね、もう自分たちの交渉には弁護士を通じて当たってくれというようなことをお出しになったということを説明を受けました。これを聞きまして、私自身大変悲しい思いを持っています。今までこの 56 号を国土交通省に要望してきました中で、どうしても国土交通省の方から理解が得られなかった内容の中に、地元で反対者が多い、用地に協力をしてくれない、そういう評価があったように思います。

ですが、紙の上ではどうしてもお一人の反対者がいられれば、その周辺の方を含めて 5 筆以上の方々が反対に、反対という形で色分けをされてまいります。地図を見せていただいても、その中の同意をされた方、協力をしてくれる方、そういう塗り分けをしますとどうしても 60 パーセント、70 パーセントしか数字的に延びるところがありませんでした。でも私たちはこの道路について、その数字がすべてがすべてではないということが分かっていました。

ですから、町の方で同意書を取っていただくということで、見事この色分けから脱皮したと思っています。そして、その成果、90 パーセント以上の方々が、本当はこの事業に対して賛同して下さってるんだという、その数字を示していただきました。本当に私はこの取り組みについて感謝しています。この取り組みがなければ、今年予算、用地費がつくということとはございませんでした。私たちの願いというのは、先ほど午前中に下村議員の話もありましたけども、国道を避けて子どもたちが通学することがないように道を造っていただきたいと思っています。

それとですね、長い間ですね、用地をほんとに提供して下さると言っていた方々がですね、10 年間待って下さっていました。国土交通省の方が早咲に説明に行き用地の交渉をされるときに、10 年前の単価とだいたい

変わってきているということでした。ですが、どなたも国土交通省を責めることなく、協力しなければならないなど言ってくださったそうです。その言葉を聞いた担当職員の方は涙が出るほどうれしかった、そうおっしゃっていらっしやいました。この事業は本当に必要な事業だと私は思っています。そして、この事業こそ地元の総意で、ここまで事業化になってきたと思っています。たくさんの近辺の協力をしてくださった方々もいらっしやいました。そして、事業の完成を本当に待ち望んでいる方々がいらっしやいます。

今、黒潮町はこの長い凍結の期間を経て、庁舎の移転、まちづくりの検討、新たに入りました中心市街地の活性化の診断・助言事業等に取り組んでおられます。私は先ほど、地権者の方々が文句ひとつ言わずこの事業に協力しようと言ってくださったその意志を尊重して、一日も早いこの事業の完成を見なければならないと思っています。

そのためには、具体的な町の計画というのをはっきり示していく必要が、私はあると思っています。ですから、今のこの検討委員会等の進み方について、少し老婆心かもしれませんが不安を持っています。この事業には大きな、町民、それから県民、ここの道を利用する方々、思いが込められていますし、四国のXハイウエーもほとんどできてきています。多分最終的に、わが黒潮町辺りを通る高規格道路が一番四国の中でも遅くなる所ではないかなというような危惧（きぐ）を持っていますが、そのときに、私たちのこの前の56号が四国中のすべての交通を受けなければなりません。そんなときに歩道のない段差のある、ご高齢の方々の通るシニアカーが段差につまづくような、乳母車も押せないような、そんな道であってはならないと思います。

それと併せて、その機能を十分発揮していただくためには、黒潮町自体の事業も必要です。取り付け道路、用水、排水の問題、そして新庁舎へのアプローチ、ほんとに大事な事業が残っています。どうなっていますかというふうに聞きに行きますと、大丈夫、大丈夫、まかしちよけというふうなことですね、もうそんなに言わんちもええよというふうなことも、お返事も返ってきますけれども、やはりこの10年経過した状況を見ますと心配でたまりません。それは、私がこんなに心配なのですから、地元の方々、情報が十分行き渡らない部分、なお、ご心配なっていることではないかなと思います。本当に一日も早く、いつときでも早く、この道は完成させてほしいというふうに思ってます。

ですから、今回1問目に56号の改良事業について、これから国交省の予算がつき事業が進んでいく中で、黒潮町のまちづくり、どういう姿を描こうとしているのか、それを一日も早く住民の皆さまにお示しできるような、そのスケジュールをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、坂本議員の国道56号改良についてのすね、ご質問にお答えしたいというふうに思います。

議員の方からもありましたけれども、平成10年10月にすね1万1,300有余の方のすね、この道を何とか安全な道を造りたいという思いを込めたすね、国道56号大方改良の建設要望書をすね、当時のまあ建設省に提出しすね、翌、平成11年に事業着手となっています。しかしながら、その後さまざまな協議がなされましたけれども、今ありましたようにすね膠着（こうちやく）状態が続いてきました。

平成18年3月に合併を致しまして町議会の協力をいただく中、平成19年4月からすね関係者の同意、聴取を行いました。もう、いつも言っておりますけれども9割近い同意をいただきました。昨日もすね1名同意をいただきましたけれども、まあそういう状況の中で9割近い同意状況を持ってすね、地元住民また議会の皆さんとともにすね、中村河川国道事務所、また四国地方整備局、それから本省と言われます国土交通省

に要望活動を行いました。そういう活動の中で、国において昨年8月だったと思いますが、着手推進の運びとなりました。まあこれについてはですね、今までの議会でもご報告をさせていただいたとおりでございます。

町では、この状況を町民や関係の住民の皆さんにお知らせするためにですね、平成20年12月5日、町全体のこの事業推進の説明会を開催しですね、まあ事業計画について国土交通省の方から説明をいただきました。その後、国土交通省の主体の事業でありますので、関係地区説明会を早咲地区、浜の宮地区で開催してきました。

その概要はですね、早咲地区では、平成20年度まあ昨年度中ですが、境界立会を実施すると。まあ実施済みでしたが、平成21年度、今年度秋口からですね、個人別に用地買収の交渉に伺いたいというふうに説明がありました。

また、浜の宮地区では平成21年度に、本年度、まあ設計協議やそれに基づいた地元境界の立会いを進めていきたいという説明がありまして、現在、浜の宮地区のですね設計協議を行っているところであります。この動きに合わせまして少し遅くなりましたけれども、平成20年8月、大方改良事業で移転をしなければならない庁舎のためにですね、庁舎移転建設検討委員会と、この改良事業で大きく影響するであろうこの中央地区のですね、入野地区まちづくり検討委員会を組織致しまして、関係地域のまちづくりを現在協議しておるところでございます。

ご質問の最後の方にですね、町のスケジュールをといるところですが、やはり皆さん方のそれぞれの意見をできるだけ集約をしてですね、まとめていきたいというふうに考えておりますが、現在の段階では本年度中にですね、庁舎移転ならびに入野地区のまちづくり計画をまとめていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

事業の計画、伺いました。その中に中心市街地活性化の診断の説明はなかったですので、次のときに併せて結構です。

今、浜の宮の方で協議をしているというお話でした。この地域はですね、元は区画整理事業が入っていたので、用排水の問題等があつて、ほんとに大事な計画の部分だと思いますので慎重に進めていただきたいと思いますが、しかしながらスピードを持って進めていただきたいというふうに思っています。

今、国交省が計画されている事業は、当初は2工区から進めて庁舎の半分までということで、庁舎までの間の半分、2工区からの進ちょくでした。それが途中で事業変更になりまして、今回は1工区から、早咲の方から進めていこうということになっています。今、私の地域は2工区に入っていますけれども、この2工区の方々というのは、当初計画の中である程度設計協議まで進んでいます。そして用排水の問題でありますとか、それから自分の土地の残地がどうなるか、それから自分の土地をかき上げてもらって壁をつくるときにはどうしたらいいのか、そういうお話まで当時の建設省としております。そして、今も私のところに届きます意見の中にはですね、自分の土地はほんとに買い上げてもらえるのか、それは確実に事業が進んでいくのか、等々のご不信の声が出ています。

それと、この近辺は特にそうですけど、ここがまあ旧の大方でも中心地でしたので、この辺りで移転を余儀なくされる方が数店ございます。その方たちは、もう店舗の建て直しの計画を既にその当時から持っていっちゃいます。家は傾いてドアも閉まらないような状態になっているけれども、もう移転ということがはっきり分かっているので、その店をつつけないという状況で10年が経過しています。そして今、今日は棟上げがある

らしいですが、そこに建設されているお宅の方、10年前、子どものための家を建てたいとおっしゃっていた方だと思います。その方は、区画整理区域の中に用地がございました。道がつかないから建築許可が下りない。だからずっと家を建てるのを待っておられました。いつやってくれるがかねえ、いつやってくれるがかねえということを、私も何回も何回もその方から問い合わせを受けながら、今、この状態だからもう少ししたら、もう少ししたらと申し上げながら10年が過ぎました。今、あの建っている家を見ると大変申し訳ない、そんな思いがしています。もっと早く建つはずだった家だったんだなあということがありまして、とても気持ちの中で残念だったなあと思っていますが、とても立派なおうちが建っていらっしゃるようなので、何かほっとしているところもあるんですけども、ほんとにご迷惑を掛けた方がたくさんいらっしゃいます。ですから一刻の猶予も許されないとと思っています。

その中でですね、その浜の宮の方の設計協議が終わって、これからまた庁舎の移転の検討委員会が20年の8月からやっている。それから、まちづくりの入野地区の計画も進めているということですが、これはいつまで終わらせて、いつ住民の方々にその内容をお知らせするように計画を立てられていらっしゃるのでしょうか。

私、事業というのはですね、やっぱり逆算をしていかないとけないと思うんです。国土交通省が本当に全面的にこれ事業に入りましたら4、5年で終わると言われている事業ですよ。そうなったときに、庁舎の移転、まちづくり計画が間に合うのかなということを非常に心配しています。

四万十市の古津賀には新しい4車線の道路ができました。その歩道が全長幅員が4.5です。それと同じ歩道が、この旧大方の入野地区の歩道の面積になっています。あそこより早くつくはずでした、あの道路は。そしてそういう所が計画されていたのにもかかわらず、道路はどんどん進んでいくけれども、庁舎の移転先がはっきり分かっていないがために事業が遅れる、このようなことがあっては、私は本末転倒だと思っています。

それに、やはり町のやる気ということですから、先ほども大変感謝申し上げていると申し上げたその同意書を取ったという町のアクションですね、やはりこういうことがですね、事業のスピードを上げていくんだと思うんです。ですから、黒潮町庁舎の移転はここになります。取り付け道路はこんなふうにしてほしいと思っています。町がここまでやります。だから国交省ここをやってください。そういう要望をどんどん町から挙げていってほしいと思うんです。

以前、同僚議員の方がこのようなお話をされていました。

自分の家の庭に公道が入る。その公道が入ったときに、お前らの道やけん勝手にやったらええわよと言うてそのままつけられますか、というふうなことを言った方がいらっしゃったと思います。私もそのとおりで思うんです。私たちのこの地域にできてくる道路というのは、自分たちの財産であると思います。その大切なものをですね、国交省が好きなようにつけてくれという話ではないと思うんです。つけるためには私がこうしてほしい、ああしてほしい、こんなふうにしてほしい、こうしたら利用勝手が良くなるんだ、そういうことをやっぱりお届けしていかなければいけないと思いますし、その任務が執行部、またならびに私たちにあると思っています。ですから、具体的な話を早く住民の皆さんにお知らせしてほしいと思います。

もう一つ言うと、これは町の特徴なのですけれども、物事が決定するまではとても静かな町です。しかし、町長も先ほど、議会で議決したことは粛々と進めたいというふうなことを言うておられましたけれども、私も進めていただきたいというふうに思っています。それがなぜできなくなるかというと、決まった後から新たな議論が沸くからです。私は、今の執行部の体制の中においてお願いしたいのは、議論を尽くした上で決めてもらいたいということです。どうしてもそれが後になるのです。ですから、決まったことに対していろいろな意見が出てくるのです。

先ほど、まちづくり課長の方からご説明ありました。いろんな意見を集めて、そして協議をしてまとめたものを出したいと。どのような形で意見を集めようとされているのでしょうか。この事業はパブリック・インボルブメント方式といいまして、地域の人たちの意見を聞いて、その上に積み上げていこうという形で全国初めての取り組みといわれていました。私は一定このやり方については評価を持っています。ただこれを判断するときに、住民に責任を押し付けるのではなく、やはりそれを求めたところに全責任があるということです。

事業主体が誰なのか、そしてその意見を誰が判断するのか。そういう、そのイニシアティブをどこで持つかということ、それをしっかり考えて進めていかないと同じ混乱がおきます。道のルートでもめました。庁舎の位置でもめす。まちづくりの構想でもめす。それでまた10年、20年たつのでしょうか。私はこれは絶対に避けていただきたいと思っています。ですから、ある情報というのは早く出す。そして意見を聞く。今までいろんな意見、今もこの議会でもいろんなご提案がありました。これは反対という立場に立った意見だと思っています。でも、それを聞いた後で判断をしなければいけないし、結果を出さなければいけません。そのための意見だと思っていますので、ぜひその意見の聴取の仕方、そして期限を切っていただきたいと思っています。

いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

中心市街地うんぬんというところが抜かっていたようなんですけれども、ご質問にあります中心市街地活性化の診断・助言事業という部分ですが、これにつきましては、昨年度も、20年度もですね、行わせていただきまして状況は報告致しましたので分かっている方も多いと思いますが、56号改良ができた段階で、この入野の中央地区の基盤の状況が大きく変わるというところで、まちづくりの方向性をやっぱり示すべきじゃないかということで、基本的にはまちづくり委員会で協議を進めているわけなんですけれども、まあ専門家の助言事業というのが経済産業省の方にありまして、それに手を挙げてですね、昨年度認定を受け実施を致しました。

課題と言われる部分が3点くらい見えてまいりまして、課題というよりか、まあ今後こういうことを伸ばしたらどうかという部分も含めての3点くらいですが、それをですね、再度煮詰めるために、21年度、本年度も実施しようということで、再度、経産省の方に手を挙げまして認定をいただきました。

それでですね、今回は、今、予算書の方にも提案させていただいておりますが、委員の皆さんにも、住民の皆さんにもですが、目で見て分かるように絵を描こうという思いを持っておりまして、その委託料も含めましてですね、予算の方を計上させていただいております。それらを含めまして、まちづくり委員会に提案をしてですね、それでそこの中でもんでいただいて、まちづくりとしての成案といいますか、成果をつくっていききたいというふうに考えております。

それから、住民への説明はいつするかというところですが、やはり基本的にはですね、このまちづくり委員会、それから庁舎建設検討委員会も含めてですが、両方に公募で住民代表の委員さんも含まれておりますので、その方たちの意見をまとめながらですね、まとめていきたいというふうに現在は考えております。

それで、それをもちまして住民への説明会ですが、基本的には、今、言いましたように、今年度中にその両検討委員会を終わらしたいというふうに考えておりますので、その後ということになりますので、その点はご理解願いたいと思っています。

まあ、事業主体は誰かということですが、まあ国道の改良についてはもちろん国土交通省ですが、庁舎の移転、それからまちづくりは町ですので、まあできるだけ早く出すような対応をしてまいりたいというふうに思

っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

今、どういうふう意見を集めるんですかってお伺いしたときに、まちづくり委員会の方で意見をまとめて、そのことを皆さんにお知らせするというような形でご答弁があったと思います。

私、できるならですね、まちづくり委員会を中心にしてですね、全町民に呼びかけた意見の聴取の会を行っていただきたいと思っています。

町が主催で、まちづくり、それから庁舎の移転等のある程度の候補地が見つかったのであれば、それを皆さんに提示して、こういう所が庁舎の移転の候補地として出されています。その中でご意見があればということ。

それからまちづくりの委員会にしてみればですね、こういう方向でまちづくりを計画しているんだけどもということに対して、皆さんの意見を集めていただきたいと思います。私は意見を集めることでその会が混乱することにはならないと思うんです。かえってそこですべての意見を整理できると思いますし、その中で誰が主体として判断をするかということだと思います。

そういう報告をまた議会にも挙げていただきたいと思っていますので、そのあたりの検討をしていただけるかどうか、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再々質問にお答えを致します。

庁舎の移転場所というのはですね、非常にデリケートな問題といえますが、まあ過去の事例でもそういう対立の構図になったりする非常にデリケートな問題ですので、慎重を期すべきと考えておりますが、なお、今のご提案は公聴会のようなものを開いてですね、広く住民の皆さんの声を聞くという機会が必要じゃないかということですが、まあ、そういったことも含めてですね、目下のところその住民の、まあパブリックコメントという形をどのように拾うかということは検討中です。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

では、1 問目につきましては、以上で終わらさせていただきます。

次に、情報基盤整備事業についてお伺い致します。

今議会でも、この事業についてはいろいろな意見が出ていました。今までにも賛成の意見、反対の意見いろいろありましたけれども、今まで意見を聞いている中で、私はそうですね、やはりこの情報基盤ができなくてもいいという意見ではないなというふうに聞いていました。どんな形であれ住民負担を軽減するような形で一番この情報基盤整備事業ができればいいなという形の視点に立って、皆さん意見を持っていらっしゃるんだなというふうにお聞きしました。やっぱり携帯も使えなきていけない、インターネットも使えなきていけない、そして、いろいろな情報のお知らせも、災害時の連絡も、皆さんにお届けしなければいけない。そのことについては、皆さん共通の認識を持っているんだなというふうに思いました。ただその方法、そのことについては、

いろいろと議論がある。

前回、先ほどの56号の問題についてもそうですけれども、総論としては一緒。みんな望んでいることは一緒なのですけれども、やはり方法、何を選ぶか、それによってそれぞれ意見の分かれるところだなというふうに思いました。そして、反対の意見をお聞きする中で、やはりその中から一番この黒潮町にとっていい選択は何なのかということを、やっぱり私たち考えていかなければならないということをつくづく感じています。

この情報基盤整備事業を民間でやるとしたら、本当になかなか請け負うところはないんだろうなというふうに思います。ですから、やはり、これは行政の仕事であると思いますし、私は先ほど町長がご答弁なさいました、一般財源を通してでも住民福祉に貢献するような事業はしていくという、そういう姿勢については評価をしています。行政だからできる仕事があると思います。行政でなければできない仕事があると思います。この情報基盤整備事業というのは、行政でなければできない事業だと思っています。ですから、いろんな慎重な意見も出ますし、もっと住民負担が減らせるものなら減らしてもらいたい。そして、なおかつこの事業を充実させてもらいたいというのが皆さんの本音ではないかというふうに思いました。

そして、私はとてもメカといいますか、機械類には弱いので、衛星放送がいいのか、光ファイバーがいいのか、ほんとに自分なりに判断することができないような知識のない者ですので、あれがええ、これがええという議論はですね、とても門外漢でこの場でできるような者ではございません。しかし、住民の皆さんの状況考えたときに、今、ほんとにこの情報基盤の整備というのがこの地域でも必要だということはよく分かります。

今朝、少し中山間の地域の方にご連絡を取りまして、文章をお届けしようと思いました。スケジュールがありますので、そのスケジュール表をお届けしたいなと思って連絡を致しましたがけれども、インターネットがあるとすぐに送れる文章なんですけれども、なかなかそこへお届けするには車で数分走っていかなければなりません。お顔を見て手渡すことがいいなというのはよく分かっているんですけれども、9時からには議会がございます。さあ、どうしてお届けしたらいいのかなと思いながら、今日も、これでインターネットをもしあちらの方も私も使えることができれば、この情報が一瞬にしてその方のお手元に届いているのだなということを感じてこちらにまいりました。

そして、前回も少しお話ししましたがけれども、この事業が進むことによって、ほんとに今までの中山間に残されたという少しさみしい表現になるかもしれませんが、ご家族が都会に出られてお孫さんの顔を見ることもない、そういう方々の生活がどんなふうに変わっていくのかなあってということも考えています。

この情報基盤整備事業の説明の文章の中に、都会にいるお孫さんや子どもさんたちとインターネットの画面を通じてコミュニケーションが取れるというような部分も載っていたと思います。何か悲しい出来事がないと田舎に帰ってこられないお孫さんや子どもさんや、そういう方々だけのコミュニケーションではなく、常に子どもの成長、孫の成長がその画面からでものぞけることができる、そういうユビキタス的な社会というのひとつこれから私たちの地域にも起こり得る現実なのではないかなと思っています。

それには、やはり上勝町のおばあちゃまやおじいちゃまたちのようにですね、パソコンを使いこなしていくという勉強もしていかななくてははいけないし、そういうケアも今から必要になってくるんじゃないかなと思います。ただ、箱があればそれでいいというものではないですし、そういうきめ細かな住民サービスというのがまたこの事業を進めていく中では必要になると思います。

本当に上勝町に私たちも行かせていただきましたけれども、80を過ぎたおばあちゃまがパソコンの前に正座をしてパソコンをいじって、そして自分の商品の販売戦略を練っているという姿はですね、本当に素晴らしいなあというふうに思いました。そして、それだけではなく、そのパソコンというものが家族をつないでいくものになったりするというのであれば、また素晴らしい福祉につながるのではないかなと思います。こういうこ

とに福祉のお金が回っていくということについて、私は、やはりこれは公の仕事、公の仕事ではないかなというふうに考えています。

それから、先ほど少しご説明ありましたが、こういう事業の説明をどのようにやっていくかというふうなことでご答弁がありました。私もこの事業を住民の皆さんに理解していただくためには、非常に難しい面もありますし、それから、もっと簡単な、単純な私が疑問に思うようなことをですね、答えていただける場所が欲しいなということで、前回住民の相談窓口は開設しませんかということをお話ししました。まだフリーダイヤルでおつなぎしますというような窓口は開設されていないようですが、やはり先ほど言われたように、NPO 砂浜美術館に委託をした事業の中で、そういう窓口的な事業も併せてやっていかれるのでしょうか。

私は今、こうお話ししたような住民、私のような者が持つ、これはどんなに変わっていくんだろう、この事業をやることによってどんなふうなことが、私の生活変わっていくんだろうっていうことをお答えできる窓口にぜひ相談をし、それからテレビはどんなものを買えばいいのかしら、チューナーが要るのかしら、ほんとにチューナーを買わなくてもテレビは見えるのかしらというような、そういう素朴な疑問に答えられる場所をですね、今からやっぱりつくっておくということが、この事業の推進につながることはないかと思うのですが、そのあたりのご計画はいかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、私の方から坂本議員の情報基盤整備事業についてですね、答弁させていただきたいと思います。

先にもですね、下村議員から少し同じようなまあ内容もありましたので、若干重複する分もあろうかと思いますが、ご理解をいただきたいと思います。

この情報基盤整備事業の推進に当たりましてはですね、先ほども町長から申しましたけれども、これまでに町としましてもですねさまざまな検討をしまいいりました。そういった中で、最終的に現在進めておるまあ情報基盤整備が一番ベターであるというふうな判断でまあ進めているということは、これまでもまあ説明させていただいたとおりでございますけれども、そういった中でですね、やはりこの情報基盤整備事業というものを住民の皆さんに一番理解していただくことが、まあ一番大事ではないかなというふうに考えております。

まあそういった状況の中でですね、先のまあ3月に実施計画の予算もまあ議決いただきまして、まあ現在その作業に当たっておるところでございます。

従いまして、最近はですね電柱等の調査をまあ今始めたばかりでございまして、まあこの調査が6月からですね7月がまあピークになろうかと思えます。また現在調査と併せまして実施設計を策定しておりまして、7月下旬ないしは8月上旬にはですね、この工事の実施設計を完了し、9月中旬に電柱等の共架の申請などにかかわる部分についてですね設計を完了さす、まあスケジュールで取り組んでおりまして、従ってまあ9月にはですね、中旬にはまあ新事業の着手にしまいたいというふうに考えております。

まあそういった中で、まあ、まあ相談窓口でございますけれども、まあ現在のところ住民の皆さんからの問い合わせはですね、情報推進係をまあ4月に設置致しましたので、そちらの方で対応しているところでございますが、まあ現在のところ、ほとんどまあ住民からの問い合わせはないまあ状況でございますが、今後まあ事業の進ちょく状況によってはですね、住民の皆さんからの問い合わせというのは必ず多くなるというふうに考えておりまして、多くなればですね、当然、相談窓口というものを情報推進係の方にですねまあ設けていきたいというふうに考えております。

まあ、このような状況でございますので、現在のところ相談窓口は役場の中には設置してませんが、まあ先

ほど議員からもありましたが、平成 21 年度から 3 年間でですね、国、県のふるさと雇用再生特別基金事業を導入し、安全、安心、快適なネットワーク整備事業、まあいわゆる相談員設置事業でございますけれども、NPO 砂浜美術館に委託してですね、相談業務を実施することとしていますので、住民の皆さんはですねぜひ活用をしていただきたいと思います。いずれにしても相談業務はまあ非常にまあ大事であるというふうに認識しておりますので、委託業者である NPO 砂浜美術館とですね、十分調整、連絡を図りながら住民の皆さんの問い合わせ、まあいわゆる不安を解消できるようにですね今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

揚げ足を取るつもりはないのですが、意見の聴取というのが先ほど、まちづくり課長の方からありました。意見の聴取をするというやり方ですね、やはり今の役場の中にある情報基盤の係りの方にはないということですが、窓口がないからないと思うんです。窓口があったらあるんじゃないかなと思うんですけれども。

前回、私が窓口を設置してくださいって言ったのは、その相談というのが、自分たちがこれから事業を進めていく中の、住民からのその情報を得るというひとつの手段になるから窓口を広げてほしいということだったんです。机の上の議論だというて、批判をするわけではありません。ただ、自分たちには予想もつかないことを住民の皆さんが思っているということであって、それから、その中に非常に貴重な意見が埋もれているんじゃないかなと思うんです。

電柱を調べてるけど、それは何で調べているのか分からない人もいると思うんです。で、何かこうあったら、情報基盤についてのあったら、ここに聞いてもらうたら何でもお答えしますよと、で、何かこうご提案があれば受けますよというようなそういう所がないから、誰も言ってこないんじゃないでしょうか。で、NPO の方が事業を進めていくような予定になっているのであれば、もう一日も早い調整をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それで、住民の皆さんの小さな声の一つ一つを取り上げていただきたいと思います。ほんとに当事者でないと分からないことがあります。それで私たちもいろんな企画を立ち上げていると、自分が企画におぼれてしまって見えない部分がたくさんあります。それは、できてからでは間に合わないことがあると思うので、とにかく 1 件でも 2 件でも多く、その情報を集めていただきたいと思います。それが結果的には、この事業が町民に喜ばれるものになる足掛かりだと思います。ですから早急に、その事業を始めていただきたいと思います。

まあそうですね、この事業を私考えるときに、先日息子から、お母さんはどうしてこんな仕事をしているのということを聞かれたことがあります。今、うちの息子がですね、56 号の事業を始めたときに、この要望活動をし、事業を始めたのが、小学校の 3 年生ぐらいでした。その 3 年生の子が、今 21 になっています。いまだに道路はできませんが、その子が最近、僕はこのまちづくりのことを考えてるって言います。それで、お母さん、子どもを育てやすい環境をつくってやるのがやっぱり一番大事なまちづくりじゃないか、なんてことを言うようになりました。その環境づくりというのは、今、子どもたちは帰ってきたいって言うんです。田舎に、ここに。でも、もうしばらく、もうしばらく、いろんな世界を見て帰っておいでということをやいます。そして、今、帰ってきたら、おれはおかあに殺されるとかって言います。まだ少し、地元役に立つぐらい自分の力を蓄えて帰ってきてもらいたいと思っていますが、その子たちが帰ってきたとき、やはりきちんと子どもを育てられるようなまちづくり、それから情報基盤が全国に劣らないようなまちづくりを私はしてやらないとい

けないと思っています。

先ほど、町長のお話の中に、他の市町村から黒潮町の情報基盤整備がうらやましいねっていうことを言われますというお話がありました。私はこれを誇れる地域住民でありたいと思っています。ですから、この情報基盤整備事業を一日も早く、それから皆さんの意見をほんとに真摯（しんし）に受け止めて、この事業を完成をしてほしいと思っています。ですから、住民の意見を受け取る窓口、ぜひ早急に立ち上げてください。

いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

再質問にお答えします。

この相談窓口の件につきましては、まあ担当とも協議をまあしておりますけれども、現在のところですね、まあ今、先ほど言いました NPO に相談員設置事業という形で委託をさせていただいておりますので、もう既にその NPO がまあ一部活動していただいております。で、いろんな形で相談も受けておりまして、まあ、そのへんでですね、役場の方にも設置した方がいいかどうか、まあ 2 つになりますので窓口がですね。そのへんでまあ調整しながらですね、今後まあ相談窓口をですね必要なかどうかも含めてですね、まあ早急に結論を出していきたいと思います。

今のところでは、直ちにこの窓口を役場の方に設けるというふうには今日は申し上げることはできませんけれども、まあいずれにしても早急に検討してですね、また先ほど言いましたけれども、窓口を設ければですね住民の皆さまにも周知してですね、こういう形で窓口を設けましたというような形で周知もしていきたいと思いますので、今の段階ではそこまで至っていないという状況でございますのでよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

あと 1 回できます。

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

まあ役場にできなければ、その受け取る場所がどこであつても私はいいと思うんですけども、そのお知らせですよ、私がいつも言います、0120 をどこに開設するかっていうことだと思うので、きちっと受け取れる場所があれば、役場の庁舎内にあろうが、その NPO にあろうが、それは問題ではないと思うんですが、ただ、今は、ここにお電話をください、総務省が出しているようなですね、総務省のお尋ねホームページの窓口のようなのが欲しいということを言っているので早急をお願いします。

もう事業は動いているし、予算は執行されていると思いますので、ぜひとも一日も早い 0120 の開設をお願いします。

もうご答弁は結構です。

以上で終わります。

議長（小永正裕君）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

次の質問者、小松孝年君。

14 番（小松孝年君）

通告書に基づいて質問致します。

今日の質問は 4 点ありますが、もう皆さん疲れもピークなところだと思いますんで、頑張ってやってくださ

い。

第1問目はですね、空き家対策と、それからまあ住宅支援についてということです。まあこの点はですね、いろんなことに直接的、間接的につながってくるんじゃないかと自分は思っておりますが、まあどうということかという、まあ元が空き家の対策、それから、まあ雇用対策にもまあつながってきます。それから高齢者の支援とか、そういうことにもつながってくるのではないかと思っておりますので、ここに質問しております。

まあ質問の内容は、まあこの要旨に書いているとおりではありますが、まあ黒潮町も少子高齢化、それから若者流出により過疎化が進んでおります。そういったことで空き家も今から増えてくると思われます。

そして現在ですね、黒潮町移住者住宅支援協議会というのを立ち上げています。この住宅支援協議会というのはですね、昨年6月から立ち上げた協議会です。これは、この町と、それから商工会、それから黒潮町の建設労働組合の3団体で取り組んでおります。

まあ現在、黒潮町のホームページで空き家の紹介をしておりますが、まあ、移住希望者ですね、まあほとんどがIターンですけれども、また近隣のまあ四万十市やら四万十町など、それから清水の方からもこっちへ変わってきたいという人もおります。

まあ、しかしながらですね、物件が少ないというのが現在の状況であります。まあ今年3月にですね、3回目の空き家調査を行いました。1回目、2回目は町で行ってたようですが、3回目は県の補助金を受けてですね、建設の組合のメンバーの人たちに探していただいた状況です。調査を行いました、貸してくれるという家が本当少なく、まあ、今回見つけたのが20軒から25軒ぐらいの間でした。

で、空き家自体はですね、まあ約250軒ぐらいはあるそうですが、その貸してくれないという理由が、荷物を置いてるからとか、それからまあ時々こっちへ帰ってくるときに住むとか、それからまあ一番問題なのは、人に家を貸すのにやっぱり家を直さないかんとか、そういう心配がすごいあってですね、なかなか貸すというふうには踏み切れない人がおります。まあ実際、空き家ですのでねえ、住んでない家。どうしても入るためには修繕が必要ということになって、その空き家を貸してくれるようになってですね、どうしても貸してくれる人や、それから借りる方、どちらの方にも負担が掛かるのはまあ一つのハードルになっているということです。

まあ、町営住宅のように、家賃収入は町にはまあ直接は入ってこないわけですがけれども、空き家を利用してまあ人口が増えるということとはですね、まあ間接的には町の利益に有益になるものではないかと思っております。

大体今、現在この支援協議会に登録、まあ、登録制になっております。まあ今までいろいろと問題があって、よそから来るとその地域になじめない人とか、迷惑掛ける人なんかいましたので、一応1つの関所といいますかね、それをつくって、その協議会の方で面接をしてから、ちゃんとしっかりそういう地域になじめる人を選んで入ってきてもらうようにしております。

で、今、登録をしている人は約40人ぐらいおるそうですが、まあ大体内訳がですね、まあ約30代から40代の人が多いんじゃないかと、まあそれも家族連れで、思っております。まあ、そういう人がですね、例えば、まあまあ家が人が居なくなってですね、だんだんにぎやかさがなくなった、その小さな集落なんかに入ってくるとですね、割と活気があふれたり、実際、蜷川の方でも、あの人が入ってきてくれて出役なんかもすごい助かるとか、そういうふうに喜んでもらっている状況もあります。

で、まあそのためにですね、まあここで言いたいのは、そういった空き家の持ち主がもう貸してもええというそういう意欲を高めるためにですね、そしてまた移住者の方々のまあ軽減負担という目的でですね、修繕費用の補助なんかは考えていただけないかというのがここでの質問です。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

小松議員の空き家対策、住宅支援につきましてお答えさせていただきます。

まあ趣旨は、移住者への負担軽減を図る目的で修繕費用の補助をまあ考えてはどうかということでございます。

最近はですね、団塊世代の退職と相まって、農村志向や自然志向の高まりから田舎暮らしを望む方が多く、本庁にも毎日のように問い合わせがあっております。町としても、この機会をとらえ、町の活性化を図らなければならないと考えています。

その対策としてですね、黒潮町総合振興計画にも空き家対策を掲げ、ホームページにも空き家情報を掲載するとともに、町と黒潮町建設労組等ですね、黒潮町移住者住宅支援協議会を組織して、移住促進のまあ取り組みを図っているところでございます。

先ほど議員からもありましたけれども、この黒潮町移住者住宅支援協議会が昨年、平成 20 年度にですね大方地域で空き家調査を実施していますが、その結果はですね、先ほどありましたように 251 軒の空き家が確認されています。その中で、貸してもよいという回答は 22 軒、約 8.8 パーセントであったと思っております。貸したくないという事情はですね、議員が言われましたようにさまざまあるかと思いますが、いずれにしても空き家になってる家を生活できる状態にするには、ほとんどの物件においてですね、修繕が必要というふうにあります。この修繕に当たってはですね、貸し主と借り主が、双方はですね話し合いをし、契約によって費用負担を決めているのがまあ現状でございます。

まあしかし、これらの空き家は申すまでもなく個人の財産であり、公費での改修というのが、まあ非常に難しいというふうにも考えております。まあしかしながら、国の事業の中には、定住促進、空き家活用事業、これは過疎地域集落再編整備事業という事業であります。補助率はまあ 2 分の 1 となっています。その要件としては、対象戸数 3 戸以上で、10 年間以上の契約で、かつ町が個人から借り受けた上で整備することとなっています。ただし補助率限度額はですね、350 万というふうになっております。また対象地域がまあ限定されていまして、過疎地域のみとなっております。現在まあ過疎地域はですね、黒潮町ではまあ佐賀地域のみというふうになっておりまして、大方地域にはこの事業はなかなか適用が難しいというようなこともあります。

また高知県にもですね、高知県移住促進事業という制度があり、空き家改修にかんする事業がまあ設けられています。制度的には、国の基準とほぼ同じ内容でございますが、県の場合は過疎地域以外でも可能ですし、また対象戸数も 1 戸でも可能となっておりますが、しかし、この県下での枠が大変少なくですね、4 戸ということになっております。現在まあ制度としてはこの 2 つしかありませんので、今後はそれぞれの制度導入の必要性および可能性を調査しながら、町の制度を整備すべきかどうかを検討していきたいと考えております。

いずれにしても、こういった空き家対策をするということはですね、建設業界の皆さんの仕事の拡大にもつながるというように考えておりますので、もうそういったことも含めて今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

小松君。

14 番（小松孝年君）

今、課長から答弁いただきました。

ほんと、今、前に先輩議員からも質問にもありましたが、ほんと建設業界というのは、今、すごい、もうどん底に落ち込んでおります。結構、今、町の中でも一次産業に対しての支援はかなりやっていただけておりますが、そういう建設業者、ほんと町の中に大工さんとかまあ建築業者ですね、建築の方ではまあ、大工さんに連ねて、あと、電気屋さんとか水道、それからサッシ、左官さん、いっぱいそこに付随した人がおります。やっぱり、この雇用問題とかいうふうなことを考えてもですね、やはり、そういった業種の方々が、もうちょっと盛り上げていかなければならないんじゃないかとも思っております。

それとですね、やっぱり結局仕事がないと辞めていって、結局そういった技術者がこの町からどんどんどんどん減っていくということは、町のそういう技術者がいなくなるということは、町にとってもですね、すごくマイナスな点もありますので、そういうところもいろいろ考えてですね、まあさっきうれしいようなお答えをいただきましたが、本当、今からそういう支援対象制をつくってやっていってもらいたいと思います。

ほんと、この建設のメンバーはですね、いろいろと町のためには協力しております。小学校、中学校、保育園の奉仕事業なんかもやってます。年に1回ですがねえ。もう最近では、ちょっともうやめたらどうでいう話もありますが、ほんと自分たちの仕事がないのに、ただでそういった修繕工事なんかも、まあ年に1回ですけれども、まあ軽微なものですけれどもやらさせていただいております。まあそういったのもですね、何とか町が建設の業者の方々に少しでも、まあ見返りを求めてボランティアするわけじゃないですけれども、そういうがもやっぱりやってほしいなというふうにあります。

そういった意味で、今回の住宅支援の協議会ですかね、そこにも入っているわけで、その改修があればやはり組合の方の人たちに少しでもですね仕事が行くような形になればというふうに思っております。

それで、先ほどの答弁の中で、公費で個人の家をというのがありましたけれども、結構いろんな制度の中でですね、まあリフォーム助成制度なんかもあります。これなんかでまあ障害者の支援とか、介護者の住宅のリフォームとかそういうのは出ておりますよね、この町でも。で、まあいろいろと耐震化で助成をするとか、それからまあ広く考えればですね、高齢者対策。高齢者の、まあ年を取ってくるとなかなかトイレなんかでは、和式便所は座れなくなってきてリフォームしたいとか、そういうのもあります。そういった高齢者に対してのリフォームの助成、そういうのもやっている地域があります。

自分の知っている所ではですね、まあこの日本のうちで19都道府県のうちの83自治体が行っている、ふうに聞いております。このリフォーム助成制度というのは、そういうのも併用してですねできればいいなとは思っておるわけですが、なかなかそういった、年に何件とかいろいろ縛りがありまして、我々のような小さな町ではなかなか使いぬくところもあると思います。それで、その支援協議会自体がですね、今は全く予算なしで全部がボランティアでやっている状態であります。

例えば、その総合振興計画に町が挙げて、それをやっていこうというふうに計画を挙げているのですから、まあそういう助成金がなくても、その支援協議会にはなんぼか予算をつけてくれですね、その中でいろいろ運営してくれというふうな方法もあるんじゃないかと思いますので、そのへんもちょっと考えてですね、何とかそういう道をつけていただきたいと思いますので、そのへんはどうでしょうか。

2問目の質問です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

小松議員の質問にお答えを致します。

空き家（いえ）ですか、空き家（や）でいいんでしょうか。の、まあ貸出しというのは、ほんとにこれはお

っしゃられたようにですね、いろんな意味で有効でして、ほんで町のまあ一定ですね I ターン、II ターンに限らず、そういったよそから来た方が住まわれるということは、ほんとにいろんな意味で町の活性につながるわけですので、これは非常に魅力的です。

ただ、繰り返した答弁になりますけども、非常に貸し手、借り手のですね思惑というのが複雑でして、かつ、まあ総じてかなり老朽化してるケースが多いわけですので、少しですね軽微な修繕で、あるいはその荷物なんかも、例えば体育館、廃校になった体育館なりですね、荷物をまあストックヤードというか倉庫みたいに利用して、仮置きしてですね、それをきれいな空き家にして、軽微な修繕をして、一定の契約で貸し出すというふうなこともまあ頭の中で考えたりしておるわけですけども、なかなか人的なご尽力がですね、ないと、その交渉関係とかですね、そういうのにどうも行政では限界があるというような面もあります。

まあ隣の四万十市ですね、非常にそういった皆さんがおられて成果を挙げておられるというようなことも聞いておりますが、まあ今後そういうふうな方向でですね、何かもう一步を踏み込んだ対応ができないかなというふうにも思っております。まあ課長の方もですね、個人の家だから一切そういう支援はできないということじゃないと思います。いろいろ制度上のことでですね申し上げたことではありますが、まあいづれにしても、あまり何百万も掛かる修繕をですね、公費なり、また貸す方もですね、なかなかできないと思いますので、そこらへんいろいろケース・バイ・ケースであろうかと思いますが、まあ非常に有効な手段であると、町の活性のために、思っておりますので、今後とも引き続きちょっと知恵を練ってみたいと思います。

答えになりませんが、以上よろしくをお願いします。

議長（小永正裕君）

小松君。

14 番（小松孝年君）

しわいけん、3 回目はやめろうか思いよったけど。

今、町長の答弁にはありました。ほんと、そういう荷物とか置ける所があつたらええですけど、なかなかそれも難しい。まあ自分たちもいろいろ考えたりもしましたが、難しいんじゃないかということがあります。

ただ、説得する上においてはですね、やっぱりすごいいいのは、その近所の方とか、その身近な人が、行政が説得に行くがやなしに、身近な人が行くというのがいいわけですし、で、今やっている支援協議会のメンバーのその建設の組合の人なんかは、各地にいろいろ散らばっております。そこの自分の地元の地域で見つけてもらってですね、その知り合い関係で話していくと、こうすんなりいくというふうになっていけばいいなと自分は思っておるわけですけども、なかなかそれもですね、まあその協議会には全然予算がないもので、そういった働いてもらうためには、やっぱり全部ボランティアいうわけにいきません。まあそういった意味で何とか予算をとるというふうな形でここ言っているわけです。

まあ、答弁も同じになるんじゃないかと思いますが、そのへんちょっと最後をお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

さっきお答えしたようにですね、結論としては私の考えでは、人的なですね、今、ご近所の方とかいうお話が出ましたが、そういうことに尽力していただける方がですね、こう必要、おらんとそういうことはできないなという実感があります。というのは、もう例ですけども、つい最近、私の家からですね、まあそう遠くない所に就農をしたいという方が家を求めてこられまして、ここにあった空き家をですねある地区の若い、若くもないですけども、方が熱心に調整を交渉をしまして、そこを借りれるようになりました。よって、そこに住

んでおります。

それから、つい最近その方がですね、またその尽力をした人を伴って、私が遊ばしてる田んぼをですね、こうした作物を作りたいから貸してくれないかという話がありまして、私は即座にどうぞと、土地代も要りませんから使うてくだいということで提供致しました。まあそんなことでそのときも思いましたけども、やはり持ち主のですね、親せきの方だとか、持ち主本人とか、どうしてもいろんな意味で交渉といいますかね、まあその人の人柄というか、信用で貸してくれるということに最後にはなるようでして、まあそこらへんそういう人材をですね、なかなか町が養成するということも、これまた人の信用をですね、町が利用するっていうこともできかねますので。

まあ実例として申し上げましたけども、地区の区長さんはじめですね、そういった皆さんにお願いをして、やはりそういう方の尽力でですね、1軒でもそういう道を開いてもらうという方法が一番現実的かなとは思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

まあ今、言ったようなことは、まさに今、町長言われる協働ということやないかと思います。

次に、2問目にいきたいと思います。

今回、緊急雇用対策についてということで、いろいろとう自分もいろんな方々から、いろいろ不満とか不平を聞きましてですね、今回も昨年同様、緊急雇用対策で12名雇用されたようです。それから、町の町道とかの整備に4名、そういうことで雇われているそうですが、前回の緊急雇用対策のまあだいぶかなり数は多かったわけですが、そのやっていた方々から聞くとですね、仕事をする人はするけどしない人はしない、まあ、ただおるだけでもお金をもらっているんじゃないかと、すごいそういう文句、文句というか不満を聞いたところであります。

まあそこでですね、まあ2番の1問目ですが、今年度の採用に当たって、採用の基準はあったか。それから選考の内容について問うというふうにあります。

それから2つ目がですね、仕事の内容について計画はあるかという2つの質問であります。

採用の基準はというのはですね、例えば、今回は草刈りの作業をするがやったらやっぱり草刈りに従事してきた人とか、まあそういう専門的なことがあれば専門的なこととか、そういうふうな感じの基準があったかなあとかいうのがあります。

それから2問目の、仕事の内容について計画はあるのかというのはですね、今回の仕事どこまでやるか。まあ例えば松原の清掃やったら、どこまでやりたいから12人雇って1日このぐらいの面積を仕上げていくと。まあそういうふうな計画があってやっているのかというのを、この2つ目の質問では問うております。

まず、1回目の質問はこれで。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

それでは、私の方から緊急雇用対策についてのただ今のご質問についてお答えをさせていただきます。

当町では、現在の雇用失業情勢にかんがみ、高知県緊急雇用創出臨時特例事業補助金を活用することにより、緊急雇用対策作業員を直接雇用し、再就職等に向けた生活を経済に支援することを目的に、普通作業員12名を

5月7日から募集を致しました。

作業内容としましては、町道や通学路、南海地震時の避難路の安全確保の整備、拡充における除草、これは草を除くことですが、除草および支障木伐採、側溝清掃作業に4名、そして入野地区松原内の除草作業に8名、計12名を6月1日から雇用することと致しました。

ご質問の、採用の基準や選考の内容につきましては、今年の2月に議員もご承知のとおり、町単独の緊急雇用対策の一環として入野松原内の除草作業員30名を募集し、雇用した経過があります。このときに提出書類の審査と面接による聞き取り調査を実施することによって、本人の仕事に対する意欲や状況把握が十分できたことから、今回も協議した結果、同様の方法を取ることと致しました。

そして、今回の応募者数は63名でありましたことから、5月20日に個別による面接を一日中かけて実施し、その結果、面接を致しました澳本副町長、産業振興課松田課長、そして私の3名で、最終的に調査の審査と面接の結果等に基づき、総合的に判断をして、12名の雇用を決定させていただきました。なお雇用期間につきましては、町道の管理等の作業員4名の方については、6月1日から11月の27日まで。そして入野松原の清掃作業員8名の方は、6月1日から10月31日までを予定しています。また担当課としても、作業の行程表や作業日誌を作成の上、作業の進ちょく状況や労務の管理に日々努めていくこととしています。

以上お答えを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ちょっと私の方から補足といいますか、さっきの2月ですね、緊急雇用のときの考え方を少し。

あと、今回の場合は、今、中島課長が答弁したとおりでございますが。まあ先の場合は緊急雇用ということですね、主に特殊な技術を要するとか、そういうことじゃあいかんのかなということ、平易な、誰でもできる仕事ということで、松原内の清掃ということをしたわけです。

それで面接、あるいは採用といいますか、に当たってはですね、まず、ご高齢ですね、比較的年のいったまあ年金で生活をしている方とか、そういう方にはこの際は、まあ少し遠慮をしてもらおうじゃないかと。まあ比較的若い方ですね、子育て最中、それで仕事が急きょ無くなって困っておるというふうな方を中心に、それから若い方では、どこへ行ってももう仕事がないと、そのうち勤労意欲そのものをそがれてしまうというふうなことを心配してですね、一定若い方にもそういう目を向けました。

そうして面接をしてみますと、こちらではですね、あまりないんじゃないかと思っておりましたら、県内、あるいは県外ですね、雇用についておった者が去年の6月あたりから10月とかいう時期に、だんだんだんだんこう減らされてですね、自分も奥さんも辞められたと、リストラに遭ったというようなケースもありまして、そういう方はほんとに悲惨な状況もありましたので、まあそういうふうな、仕事の内容、仕事がいくらできるかということよりも、置かれた状況ということを優先判断をしてですね、30名を雇用したという経過でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

今、答弁いただきました。1回目はそういった状況で雇用したいというのはよく分かりました。

で、今回はですね、そういった、今、町長が答えていただいたような、まあ生活に困っている人とか、そう

いった人なんかの選考はされたのか、それはもう抜きでやったのか、そういったことを聞きたいわけです。

それと、まあ1回目はどうしても仕事の計画というても、そういった勤労意欲とかいうのを理由で雇うたんだったら、いろいろと同じ仕事をするとなら仕事に差が出てくるのは仕方がないかなとも今思いましたけれども。

まあさっき言ったようなこと。それから仕事に困っている人を優先的に選んだか、そういうのを抜きで選んだか、2回目。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは私の方からお答えをさせていただきます。

選考の方法ですけれども、まず選考に当たっては留意する点、1つは子育て中の方、あるいはまた子育ての中で、小学校、中学校、あるいはまだ大学へ行っていると、それにもまあ仕事がないというような方を対象としております。

それから県外の、町長からもお話がございましたように、会社でですね、派遣社員でこのたびの不景気で整理された方、そういった方が帰ってきております。そういった方も対象にしてですね、選考をさせていただきました。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14 番（小松孝年君）

ということは、今回採用された方は、そういう方々を対象に選考されたということでとらえてよろしいでしょうか。

まあいろいろと、まあそういう、こういった問題はですね、そういう選考に当たっていろいろと自分が選考されんかったりすると不信に思うたり、まあそういうところから行政不信に陥られても困りますので、そのへんを明確にですね、まあやっていただきたいと思います。

まあ、この件はもうこれで、次へいきたいと思います。

3 番の球場整備についてということです。

もうこれは、もう度々、自分の定番のように言っておりますけれども。

質問内容としまして、これは3月議会で質問した内容、スポーツの誘致や雨天練習場、ナイター設備、補助グラウンドのトイレ、まあその他についてどれか検討しているか、検討していた内容について問うというふうな要旨になっております。どれかというのは、まあ検討はしてくれてないと思うてもらってましたんで、今回の質問の中にもありましたように、トイレの整備についてはなかなかやってくれそうな話がありました。

これは3月議会だけでなくですね、この球場なんかの整備は、ずっとまあ去年、おとしぐらいから随分話してますので、まあそういった質問に対しての返答というか、検討するということでしたので、今までどういった検討されてきたのかというのをちょっと1問目で聞きたいと思います。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、私の方から小松議員の3番目、まあ球場整備につきましてお答えさせていただきます。

この、まあ大方球場につきましてはですね、小松議員や皆さんに度々ご質問も受けておるところでございます。

す。そういった中で、まあスポーツ誘致はですね、スポーツ振興にはまあ雨天練習場またナイター施設等の整備はまあ非常にこう大事なことだというふうには思っております、町と致しましてもまあ度々検討もしてきましたが、これまでもお答えしてきたようにですね、今後、学校等のまあ公共施設の耐震補強、改修、情報通信基盤整備や黒潮消防署および庁舎移転などの大型事業の整備が必須となっており、事業の取捨選択、また財政の健全化が、今、最も求められている状況にあります。町としてもですね、整備してスポーツ誘致にまあ生かしていきたいというふうには思っておりますけれども、このような状況ですので、現時点ではですね、雨天練習場とまあナイター設備は非常にまあ整備が困難いうふうに考えております。

ただし補助グラウンドのトイレにつきましてはですね、こういった状況であります、先の森議員の質問にもお答えしたように、今年度の国の第1補正を活用してですね、整備をする方向で検討を致していきたいとは思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

小松君。

14 番（小松孝年君）

まあ、どういった検討かいうたら、まあ困難な検討をしてくれたようですが。

困難といいますか、まあ、その困難な検討をするに当たってですね、どんだけ予算が掛かるかとか、まあいろんな、まあ安くやる方法とか、いろいろそういうことは検討されてくれたのかどうかということもちよつと分かりませんでした、また、トイレの整備をしていくということになりました。まあそれはもうぜひとも、まあ必要だと思っております。そのトイレの整備だけをやって、補助グラウンドと球場の間ですよ、どういう形でやっていくのはまだ見えてませんが、まあ計画もまだちゃんとはできてないと思いますが。

まあそういう所をやるときに、一緒にですね、雨天練習場というか、その屋根を付けたとかそういったこともできるんじゃないかと、まあいろんな安い方法でですね思いますけど。そういった予算的なもんも考えて検討していただければ、今回すつと載せるがやなかったなと思います。まあそういった検討をされたかという、もう1回聞きたいと思いますが。

それとですね、今このスポーツ誘致についてはですね、ほんと、まあ雇用促進協議会でスポーツ誘致についてのやってくれてる部門もあります。その中で砂浜を利用してですね、それがスポーツ選手にどういうふうに影響するか、まあ、今、東海大学の方のスポーツ科学の方をやってる人たちなんか来てですね、あ、今来てるわけじゃないですけど、今度来るわけですけども。そのスポーツ科学の人なんか研究してるのは、砂浜でトレーニングをするとどういう所にいいかというんで、まあ扁平（へんぺい）足が今のところ治るとか、まあそういったことが挙げられております。

で、まあ実際この黒潮町がですね、この砂浜に面した所にこういうスポーツ施設がいっぱいありますので、ほんとスポーツの誘致するためには、やっぱり砂浜を利用して練習してもらってですね、まあそういった科学的な根拠のあるものもうちょつと今からつくっていったってですね、すごい、このセットにして、まあ、ここを売り出していければなと思ってます。まあ、そのためにはですね、やっぱりそういった町のスポーツ施設ですよ、1つしかないですけども。そこをもうちょつと大事にしていくような考えでおってもらいたいとは思って、いつもこういうふうな話をしているわけです。

前回も卵とニワトリの話をしましたけれども、ほんと、やらなければ前に進みませんのでね。で、前回、町長が答えられた中に、できるところからやっていくと言われました。ほんと、できないところはできないで、まあもつと検討してもろうてもいいんですけども、できるところいっぱいあります。もう自分もいっぱい言

っておりますけれども、ここでは細かいことは言いません。いっぱいありますんで、ほんとできるところから手を付けていてもらいたいと思いますし、それから、昨日の質問の中で、公園内では火を使ったらいかんとかありましたけれども、それなんかは、町長も公園の中にあると認めてるんでしたらですね、やはりほったらかして寂れていくような状態ではいけません。

ほんで、一応、だいぶ何かキャンプに来ています。キャンプは冬場ですのでね、結構火もたきます、暖を取るために。まあ、ですので、ほんとそういった、前回の先輩議員が言ったようにですね、ちゃんとした、もっとそういう町の施設に目を向けてですね、ちゃんと決まり事を決めてですね、まあ例えば、あこはキャンプ地ですのでというふうに言えばですね、いろんな問題起きて大丈夫。大丈夫やないけど、その、ちゃんとした位置付けがあればそういったこともできるし、もしそうやなければ、もうほんとにキャンプに来て、あそこのグラウンドでは火もたけれんみたいな感じになってしまうと、またますます来る人も少なくなってきます。

まあ、ちゃんとそういうふうなですね今から位置付けいうもんをやっでですね、まあ、あこは一応キャンプに来るのでキャンプ地とか、そういうふうにやってもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

さっき言うた検討の仕方と、それから後に言ったそのキャンプ地ということで聞きたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まず、火のことですけども。

この間、課長が答弁致しましたが、野球ではですね、冬場にグラウンドを使うときには、ベンチにですね、炭を入れてやるっていうような昔からあることでして、そういった必然性のあるもの、またそういうグラウンドなり公園なりを使う上においてですね、まあ常識的なことをですね、それについてはもう認めていきましよう、それに判断に任せますというような思いで答弁をしたわけでした。

それからグラウンドの整備についてですが、まあできることからということで答弁をしておるところですが、今回たまたまそういった事業、また交付金がありますもので、トイレをということで前向きに今検討をしります。

まあ、ほかのですね、あれもこれもということになるわけですけども、私はひとつ考えてほしいのはですね、まあスポーツ誘致ということでいろいろ取り組んでるから、球場がですね素晴らしいものじゃないとおかしいじゃないかということを言われてもおります。おりますが、まあ一定時期にですね、一定のこう、まあ大学の野球部なんか来たらほとんど、その1週間おればですね、1週間、朝から晩までほとんどグラウンドを独占するわけですので、何組も来てですね利用するというようなことはなかなかできかねます。

ですから私は、そのスポーツ誘致にかんしても、この県が造ってくれた施設、まあパークゴルフなんか特にですね、そういったテニスコート、体育館、サッカー場すべて、今の球場すべてをですね、一応今の現状の状況で利用してもらうということを基本にですね、いろんな分野からいろんな皆さんを、いろんなシーズンに誘致できないかというのを総合的にスポーツ誘致というふうに位置付けております。

ですから、まあ議員よくグラウンドのことにはですね心配をしていただくわけですけども、グラウンドについてもですね、まあ理想的な状態にはなかなか財政的にもできませんので、基本的には今の状態でですね利用していただける皆さんを誘致していただくということで、まずは考えていただきたいなあと思うてます。

以上です。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

小松議員の再質問にお答えします。

まあ、雨天練習場、まあナイター施設等ですね具体的な、どのような検討をしてきたかということですが、いますけれども、それぞれまあ設備の規模といいますか、まあそういったもんもあろうかとも思いますけれども、なおかつ、あの部分はですね、先ほども町長述べましたけど公園区域にも入っておりますので、まあ、あまり見苦しいですね施設そのものにはまあしていきたくないというような考えもございましてですね、ある一定の整備していくには、それ相当の経費が掛かってくるということでございますので、ナイターあたりでもですね、まあ、ソフトボールをするのであれば、まあ1基あたりはそう多くは掛からんと思います。まあ1基あたり200万前後でできるがじゃないかなと、それをなおかつ最低でも5基は必要というふうには思いますけれども、まあそれでも約1,000万程度掛かってきますので、まあそういったですね、ことで現在のところ、そこまでは至ってないというところでございますのでよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

まあこれからですね、そういった形でずっと検討をしていってですね、まあなるべく早くですね実現をするように祈ってます。

また、さっきの町長の話のことですが、スポーツ団体の誘致なんかですね、まあとにかく地元の子どもたちとか、それから者も使っているわけです。で、グラウンドの整備ですよ、中の土とか、ああいうところはどうしても、うちのグラウンドはすごく砂場状態みたいな形で、すごいけがをする確立が高くなってます。ですのうでね、よくまあその子どもたちに聞くと、大方の球場ではやりたくないとか、何かすごい嫌われたような状態で、なんかすごいさみしい思いをいつもしております。ですので、まあそういったところは簡単にできるんじゃないかと思っておりますので、まあぜひですね、ちょっと頭に入れちゃって、まあやるというふうに言うてもらえればどんどん進んでいくと思えますので、まあせめて、けがせん程度にやってもらいたいと思います。

今度、7月の24日に、前に言っていました宝塚ボーイズが一日ここに来てくれて、今度は黒潮町の佐賀中学校、それから大方中学校のまあ中学生野球部の子らと交流を持つようにしておりますので、またそのときはぜひお願いします。

まあそういったことで、まあそういった目を向けていただきたいということで、この3つ目の質問は終わりたいと思います。

それから、続きまして4問目の地デジ対策についてということです。

あえて今回の質問は、情報基盤整備じゃなくて地デジ対策、テレビについての質問をさせていただきます。

まあ、地上デジタル放送は、2011年の7月に完全移行となりますが、その内容についてあまり理解できてない方が、まあ、まだいるというふうな話でした。2011年以降も電波が届く所は、まあテレビは見えるけれど、まあ届かない所が見えないというふうな認識しかない方々もかなりまだいるみたいです。まあそれはまあこの我々にもこう責任があるんじゃないかと思っております。

なぜかというんですね、今まで進めているその情報基盤整備の議論の中で、情報基盤整備の一部であります地デジ対策の部分だけが大きくピックアップされて、テレビが見えるか見えないかの議論が、まあ住民には目立ってしまってますね、住民へのまあ勘違いをさせたというような、惑わしてしもうたという部分もあるんじゃないかと思えます。

まあいくら電波が届いても、ケーブルテレビを引いてもですね、まあ電波が届いても、ケーブルテレビを引

いたとしても、地デジの放送を見るには専用のチューナーとか、まあビデオ、そういったもんが必要になってきます。今年、総務省が3月に実施した、地上デジタル放送対応受信機の普及率、まあこの対応受信機というのは、まあテレビをはじめですね、チューナー、それからビデオ、パソコンに至るまでの、とにかく地デジを受信できるやつですね、その普及率にかんする調査を実施して結果発表されました。現在ですね、高知県でも地デジ対応の今言った受信機の普及率は、まあやっと50パーセントを超してですね、60パーセントに近づいております。しかしテレビにおいてはですね、1家庭に2台以上所有している割合がまあ8割近くはあります。2台目以降の問題もそういった部分で出てくるんじゃないかと思います。

そこで、今回の質問の要旨にありますように、地デジをアナログ変換してケーブルテレビで流すことにより、地デジ移行後も現在使用中のアナログテレビで、専用チューナーがなくてもテレビが見られるデジアナ変換、これは3月の議会で質問したときに教えていただいたものですが、という方式は視聴可能な地域にとっても、そうでない地域にとっても、アナログテレビだけしかない家庭にとっては平等に有効ではありますが、インターネットには多少影響が出るようだがと書きましたが、これちょっと自分の間違いかもしれませんが、まあそういった導入の検討はどういうふうにされているか、1問目の質問を終わらしたいと思います。

議長（小永正裕君）

藤本総務課長。

佐賀総務課長（藤本岩義君）

地デジ対策についてお答えさせていただきます。

ケーブルテレビ事業者がデジアナ変換を行いますと、議員がおっしゃられますように、2011年7月24日からテレビ放送がデジタル放送に切り替わっても、ケーブルテレビに加入さえいただければ、機能的な制約はありますが、現在使用されているアナログテレビが何台でも今のままで視聴できるということになります。ケーブルテレビ以外で、アナログテレビを視聴可能にするとなりますと、議員がおっしゃられましたように、チューナー等を1台1台購入し、個人がデジアナ変換をすることになり住民の負担が多くなってきます。

また、一度に大量のごみとして、アナログテレビが廃棄されることになり、リサイクル量も大変ではなかろうかと考えます。従って、デジアナ変換は、住民にとっては大変有益なことと考えております。

本年5月25日付、情報通信審議会による、地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割の第6次中間答申におきまして、ケーブルテレビのデジアナ変換サービスの暫定的導入の促進と致しまして、2009年度中に総務省が運用期間を明らかにし、各ケーブルテレビ事業者に対してデジアナ変換の暫定的導入を要請するとともに、視聴者、関係者に向けて、要請にかんする周知活動を行うのが適当という答申がされております。現在、黒潮町としてもデジアナ変換再送信を実施できるよう確認作業を行っているところであります。

また、インターネットには多少影響が出るようだがということですが、黒潮町の計画しておるケーブルテレビにおきましては、テレビの回線とインターネットの回線は別々でございますので、なおかつ、光でございますので影響はないと考えております。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

まあこのデジアナ変換というのはですね、まあもうほとんど低所得者の方とかですね、まあほんとテレビを買い替えることができない人にとっては、すごい、ほんと、救済措置ではないかと。またテレビを多く持っている人にも救済措置。で、まあインターネットには影響がないということですね。ちょっと自分の勘違いやっ

たかかもしれませんけど。

まあそういうことですんで、ぜひとも進めていったらいいんじゃないかと思いますし、早くですねそういったことをいろんな話を煮詰めてですね、住民の方々に知らせるようになったらいいんじゃないかと。まあ早く決定してですね。ほんで思っております。

ほんでまた、今日の質問の中の答の中でもありましたけれども、10月ぐらいからまた住民説明会があるとか言っていましたけれども、そういったときに、そのデジアナ変換して、それをアナログテレビで見るときにはどういった支障があるかとか、まあ例えば文字放送とかね、それからチャンネル番組表とか、そういうがは見れませんよという説明もそのときにしていただくようにですね、それについてもいろいろと説明会に向けて検討していただきたいと思います。

一応、黒潮町は今のところ、そのデジアナ変換を取り入れてやるということは決まったわけですか、それとも今検討中ですか。今、言うたかね。

議長（小永正裕君）

藤本総務課長。

佐賀総務課長（藤本岩義君）

十分な説明できませんで申し訳ございませんが、先ほどの答弁しましたように、現在総務省の方に向いてもですね確認中でございまして、現在、明確な回答をしていただいておりますが、許可が下りるものであれば取り入れたいと、このように考えております。

そのことが、テレビがですね2台、3台ある家庭とか、例えば高齢者の方で1台は寝たきりのおじいさんの所にある、1台はおばあさんが居間の方で見ておるというときにですね、デジタルチューナーが5,000円のチューナーを総務省も推進していますが、それが買えない、買うにも2台要るというところになってきますので、できるだけそのデジアナ変換をすれば、現在あるテレビが不要にならなくて、2台、3台あってもですね現在のままに視聴ができると。

非常に有利なことと考えておりますので、町としては許可さえ下りれば取り入れたいと、このように考えて計画をしております。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

はい。分かりました。ほんと、許可が下りればですね、ぜひ取り組んでやってもらいたいと思います。

本当、テレビとかそういうチューナーなんかもそのうちだんだん安くなってくるとは思いますけど、まあその安くなるまでの間、多分こう期限もあるみたいですけども、まあ期限があるかどうか分かりませんが、期限があったときでもですね、できるいっぱいそれをやっていただきたいと思います。

これで私の質問は終わりたいと思います。どうも。

議長（小永正裕君）

これで小松孝年君の一般質問終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会致します。

散会時間 16時 53分